

豊中市第五次障害者長期計画

令和5年度(2023年度)実施状況報告書



令和6年(2024年)11月

豊中市

目次

“互いを認め支えあい、だれもが輝けるまち”をめざして

本報告書の趣旨、計画の位置づけ、計画の対象、計画の期間	1
計画の基本理念	2

施策の体系	3
-------	---

令和5年度豊中市組織機構図（抜粋）	4
-------------------	---

豊中市の現状	5
--------	---

（1）人口の状況	5
（2）障害のある人の状況	6
（3）障害のある人の人数についての今後の見通し	13

計画掲載主要事業の実施状況（詳細）	14
-------------------	----

一人ひとりが尊重され、ともに生きる社会	14
（1）相談支援	14
（2）権利擁護	16
（3）障害者差別解消の取組・啓発交流	17
一人ひとりが輝くための自立と社会参加	19
（1）療育・教育	19
（2）雇用・就労	23
（3）生涯学習、文化・スポーツ活動	26
支えあい安心して暮らせる地域生活	28
（1）保健・医療	28
（2）自立した生活の支援	30
（3）生活環境	36
（4）地域福祉の充実・生活安全対策	38
計画の推進体制と進行管理	41

資料	43
----	----

障害福祉計画における見込量と利用実績の比較	43
「豊中市手話言語アクションプラン」の達成目標と実績の比較	46



本報告書の趣旨

本市では、「豊中市第四次障害者長期計画」の計画期間が平成29年度（2017年度）をもって終了することから、豊中市の障害者施策を引き続き計画的に推進していくとともに、地域包括ケアシステム・豊中モデルを推進するため、新たに平成30年度（2018年度）を初年度とした「豊中市第五次障害者長期計画」を策定いたしました。

本書は、この趣旨に基づき、障害者団体や各種団体の代表、保健・医療・福祉関係者、行政関係者等で構成される豊中市障害者施策推進協議会及び豊中市障害者自立支援協議会のご意見・ご提案をいただきながら、本市の障害者施策に関わる事業の実施状況と課題、今後の取組等をまとめ、施策の充実・見直しについて検討を進めるため作成したものです。



計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、豊中市における障害者施策の基本的な計画となるもので、国や大阪府の定める計画等の内容を十分にふまえながら、「豊中市総合計画」の具体的な分野別計画として位置づけ、各分野の関連計画との整合・調整を図りながら策定しています。



計画の対象

計画の推進には障害や難病の有無にかかわらず、すべての市民の理解と協力が必要となります。そのため、この計画は、豊中市内で暮らし、学び、働き、活動するすべての市民を対象とします。



計画の期間

平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）までの6年間とします。



計画の基本理念

「障害を理由とする差別の解消の推進」「地域包括ケアシステムを活かした、障害のある人の地域生活の支援」といった施策全体を通じた課題は、これまで実施してきた各施策を通じた新たな横断的な課題であり、取組の方向性の確認や手法の見直し等を行うとともに、施策全体に対して横断的な課題である「地域包括ケアシステムの構築」や「障害を理由とする差別の解消」等、社会動向や新たな法整備等をふまえ施策を総合的・計画的に推進する必要があります。

そこで、本計画では、これまでに掲げてきた考え方を受け継ぐとともに、すべての障害のある人の地域における自立と社会参加の実現をめざして、児童福祉・高齢者福祉をはじめ行政各分野における濃密な連携のもとに、総合的・計画的な施策の推進に努めます。

基本理念

◆障害の有無によらず、だれもが互いを尊重しあうまち

障害のある人もない人も、みんなが地域社会を構成する一員として尊重され、障害を理由とする差別や障害に対する偏見のないまちをつくれます。

◆だれもが自分らしい生活を実現できるまち

障害のある人が当たり前に自分らしい生活を主体的に選択、決定し、地域社会の中で質の高い生活を送り、社会参加を通じて自己実現を図れるまちをつくれます。

◆みんなで支えあい、安心して暮らせるまち

「支える人」「支えられる人」といった固定的な捉え方から、一人ひとりが地域社会を構成する一員として支えあい、相応の役割を担えるまちづくりを進めます。

また、フォーマル・インフォーマルによる多様な制度・サービスの中から最も適したサービスを活用し、生活基盤やサービスの一層の充実を図り、だれもが住みよく地域社会で安心して暮らせるまちをつくれます。

目標像

「互いを認め支えあい、だれもが輝けるまち」

施策の体系

〔障害者長期計画の施策の体系〕

【基本理念】

【大分類】

【中分類】

【小分類】

互いを認め支えあい、
だれもが輝けるまち

基本目標 1

一人ひとりが
尊重され、
ともに生きる
社会

(1) 相談支援

- ①相談支援体制づくり
- ②相談支援事業の充実

(2) 権利擁護

- ①権利擁護の推進、虐待の防止
- ②意思決定支援の推進
- ③社会参加の促進

(3) 障害者差別解消の
取組・啓発交流

- ①障害者差別解消法に基づく取組の推進
- ②福祉教育の推進

基本目標 2

一人ひとりが
輝くための
自立と社会参
加

(1) 療育・教育

- ①障害の早期の気づき・療育体制の充実
- ②障害のある子どもの子育て支援
- ③学校教育における内容の充実
- ④教育施設の整備・充実
- ⑤進路指導の充実

(2) 雇用・就労

- ①総合的な就労支援
- ②障害者雇用の促進
- ③福祉的就労の場の充実

(3) 生涯学習、
文化・スポーツ活動

- ①生涯学習の充実
- ②文化・スポーツ活動の推進

(1) 保健・医療

- ①健康づくりの推進
- ②地域における医療体制の充実
- ③こころの健康づくりの推進
- ④精神保健福祉に関する医療・相談体制の充実
- ⑤難病患者などへの支援
- ⑥H I V陽性者への支援

(2) 自立した生活の支援

- ①在宅生活の支援
- ②外出支援の充実
- ③日中活動の場の充実
- ④生活の場の確保
- ⑤コミュニケーション支援の推進
- ⑥各種制度の活用
- ⑦障害者施設ネットワークの強化

基本目標 3

支えあい安心
して暮らせる
地域生活

(3) 生活環境

- ①福祉のまちづくりの普及・促進
- ②だれもが暮らしやすい居住環境の整備・改善
- ③広報・情報提供の充実

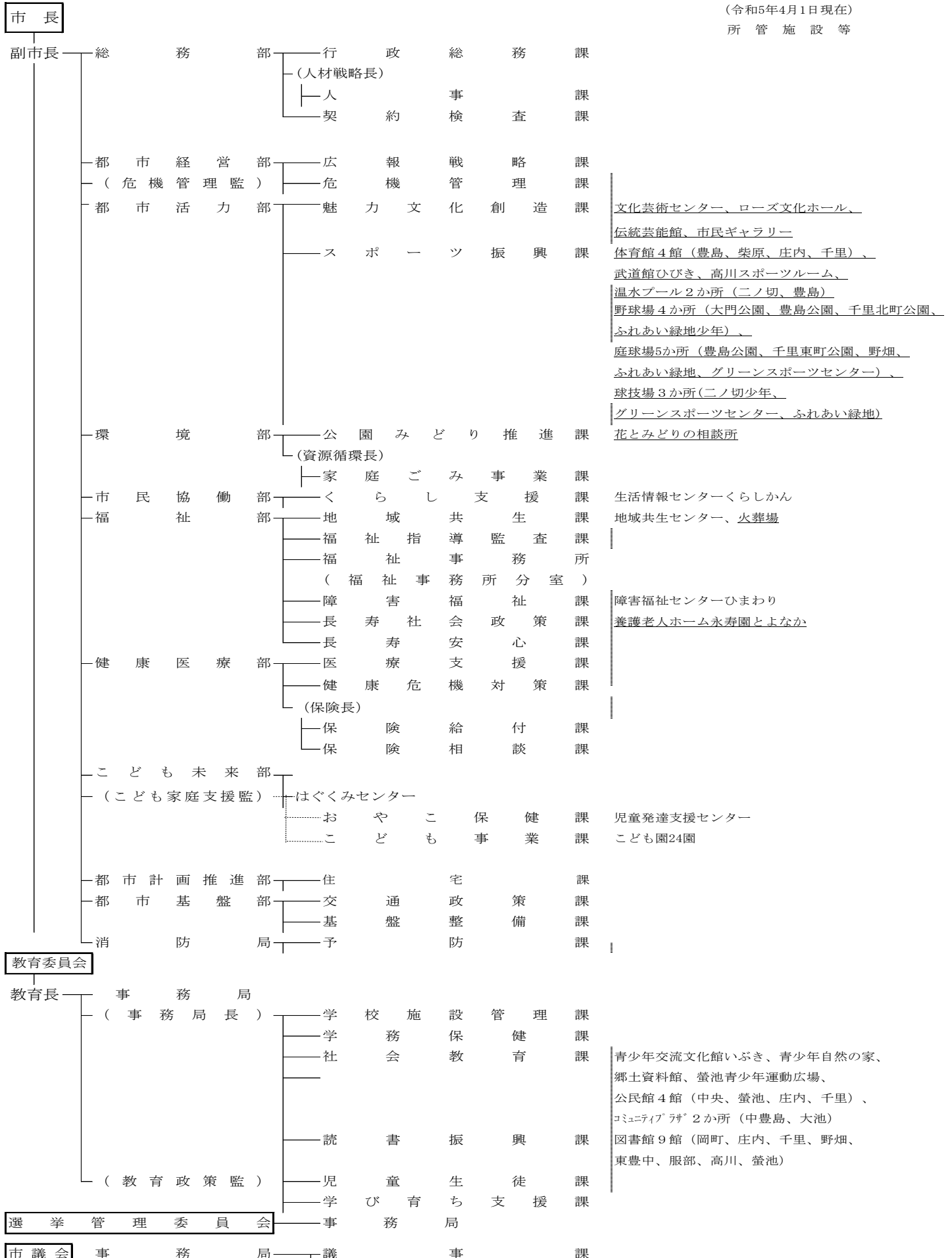
(4) 地域福祉の充実・
生活安全対策

- ①地域福祉活動の推進
- ②人づくりの推進
- ③防犯対策などの充実
- ④防災・防火対策の充実

令和 5 年度 豊中市組織機構図

(令和5年4月1日現在)

所 管 施 設 等



※『豊中市第五次障害者長期計画』に掲載している主な事業の所管課を抜粋したものです。

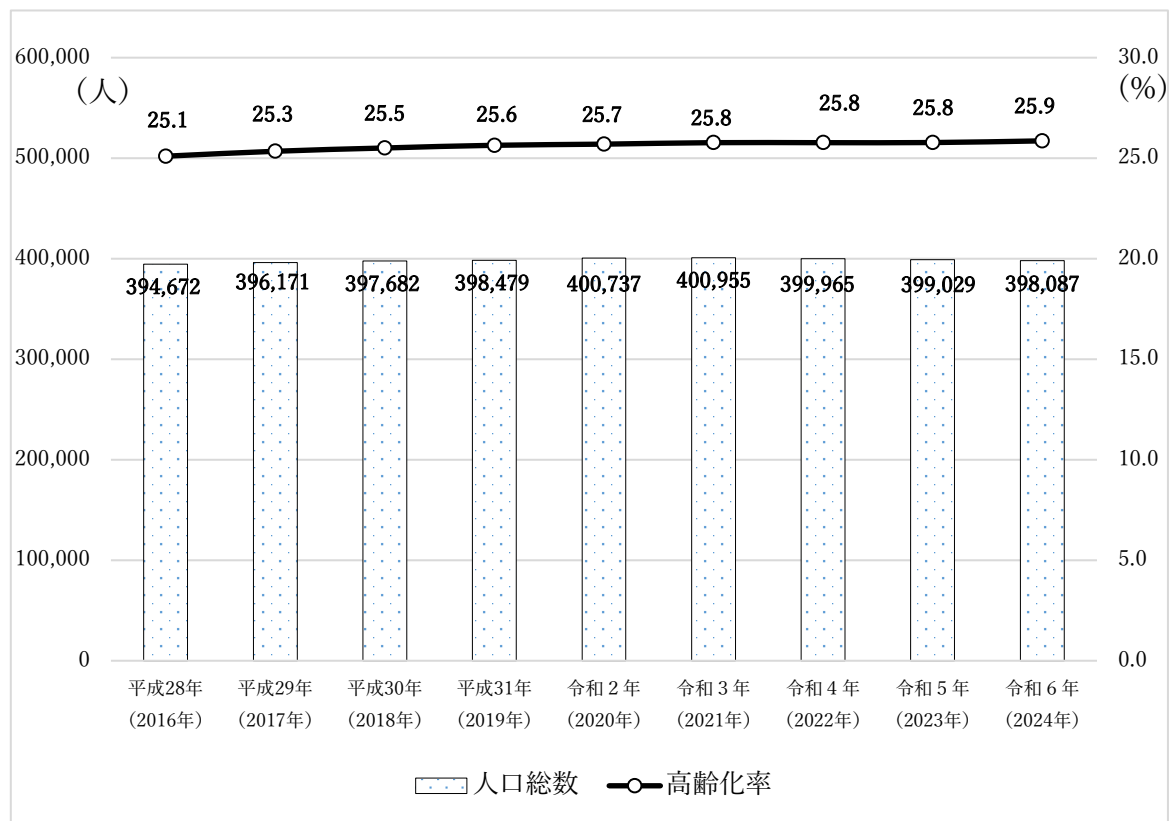
豊中市の現状

(1) 人口の状況

豊中市の総人口は、令和6年(2024年)4月現在398,087人(推計人口)で、平成17年(2005年)より毎年少しずつ人口が増加していましたが、令和4年(2022年)から令和6年(2024年)にかけて少し減少しました。

また、年齢別人口構成については、令和6年(2024年)4月現在、65歳以上の高齢者の割合が25.9%(住民基本台帳人口)を占めています。

人口総数と年齢別構成の推移



※人口総数は、国勢調査及びそれに基づく各年4月1日現在の推計人口。

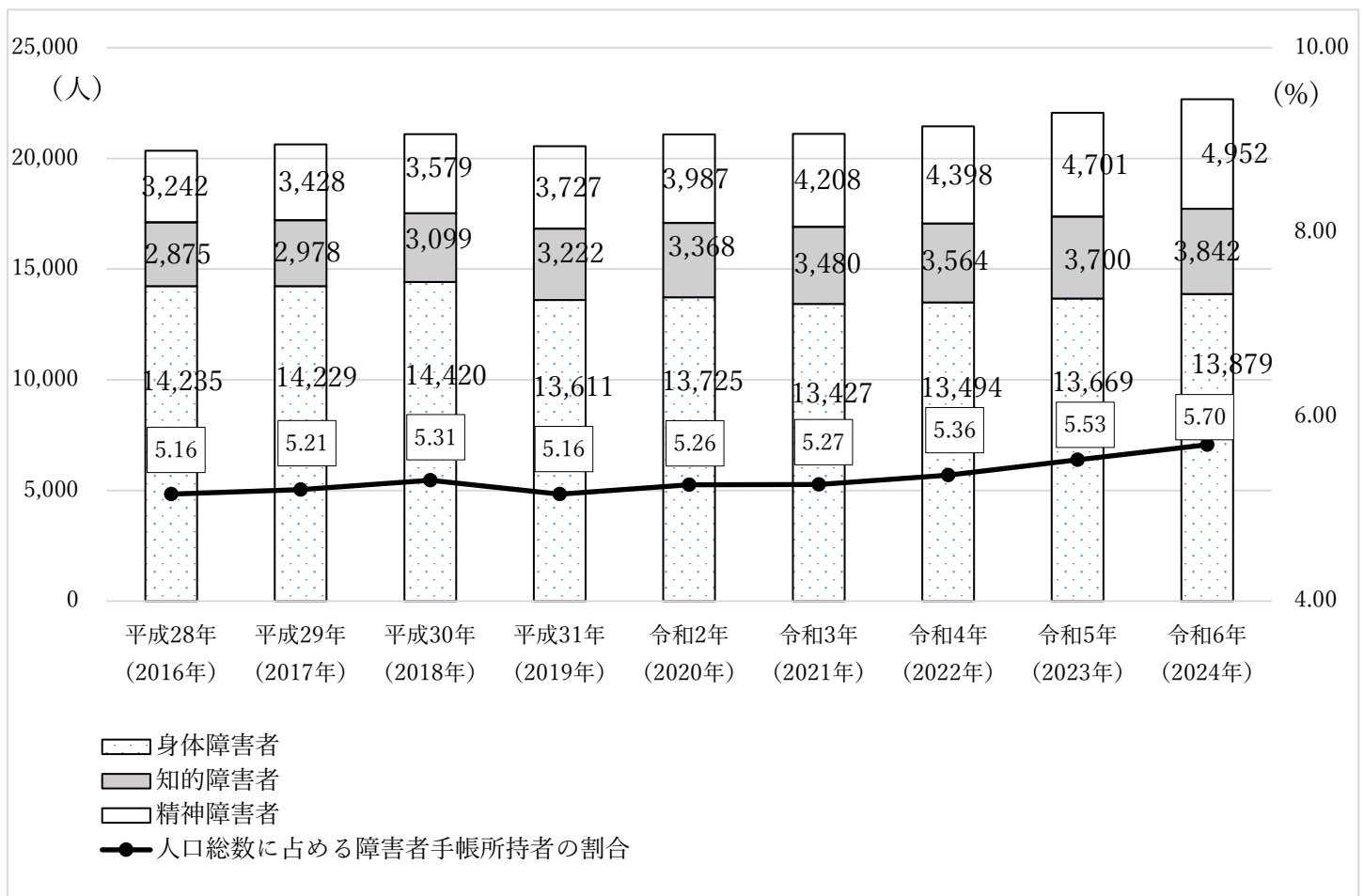
※高齢化率は、住民基本台帳登録者数をもとに4月1日現在で算出。

(2) 障害のある人の状況

① 障害のある人の人数

障害のある人のうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人の総数は、令和6年(2024年)3月末現在で22,673人(重複所持者を含む)、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は5.70%となっており、平成31年(2019年)と比較すると、割合は若干上昇傾向にあります。

各障害者手帳所持者数の推移



※各障害者手帳所持者数は、3月末現在。人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は、国勢調査及びそれに基づく4月1日現在の推計人口をもとに算出。

《身体障害のある人》

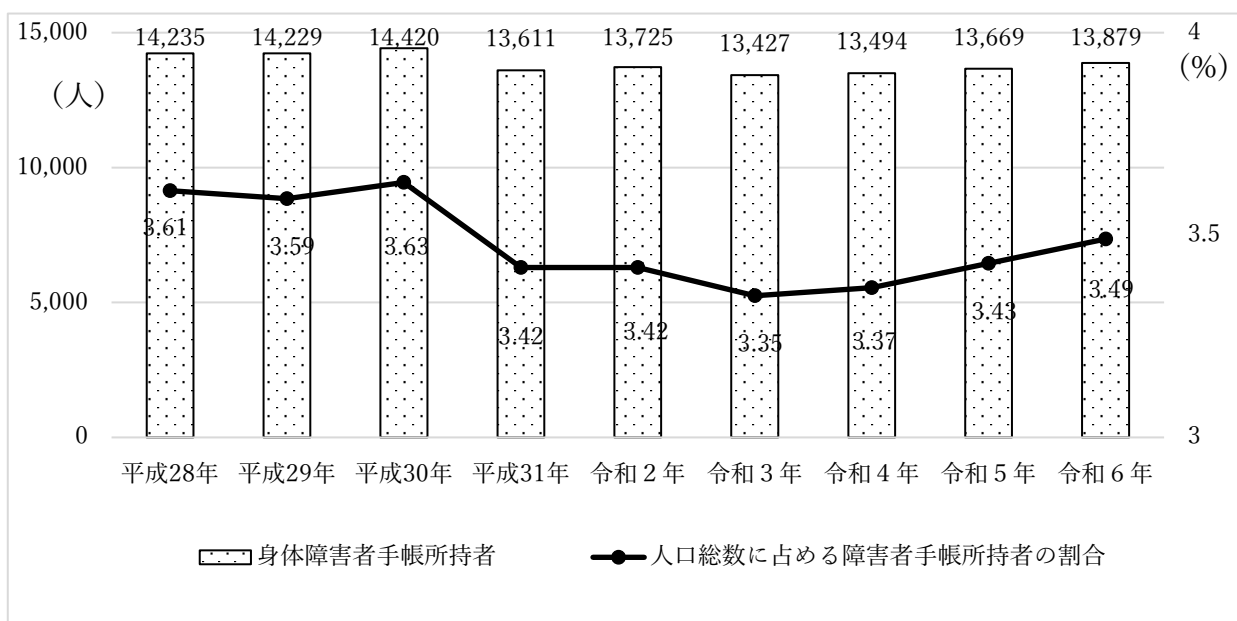
身体障害者手帳所持者数は、令和6年(2024年)3月末現在で13,879人となっています。障害種別ごとにみると、肢体不自由、内部障害の順で多く、年齢別には、18歳未満の人は手帳交付者全体の1.91%にとどまり、65歳以上の人が75.19%となっています。

障害区分別・年齢別身体障害者手帳所持者数(人)

区 分	総 数	視覚障害	聴 覚・ 平衡機能 障 害	音 声・ 言 語・ そしやく 機能障害	肢体 不自由	内部障害
平成28年(2016年)	14,235	860	1,055	268	7,935	4,117
平成29年(2017年)	14,229	858	1,054	267	7,849	4,201
平成30年(2018年)	14,420	847	1,073	275	7,902	4,323
平成31年(2019年)	13,611	823	1,017	252	7,357	4,162
令和2年(2020年)	13,725	841	1,031	259	7,301	4,293
令和3年(2021年)	13,427	837	1,031	250	7,043	4,266
令和4年(2022年)	13,494	834	1,044	250	7,003	4,363
令和5年(2023年)	13,669	844	1,058	256	7,023	4,488
令和6年(2024年)	13,879	863	1,092	264	7,032	4,628
0～17歳	265	9	28	2	173	53
18～39歳	562	43	34	13	331	141
40～64歳	2,617	160	146	139	1,386	786
65歳以上	10,435	651	884	110	5,142	3,648

※各年3月末現在。

身体障害者手帳所持者数の推移



※各年3月末現在。人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は、国勢調査及びそれに基づく4月1日現在の推計人口をもとに算出。

《知的障害のある人》

療育手帳所持者数は、令和6年(2024年)3月末現在で3,842人と増加傾向にあります。

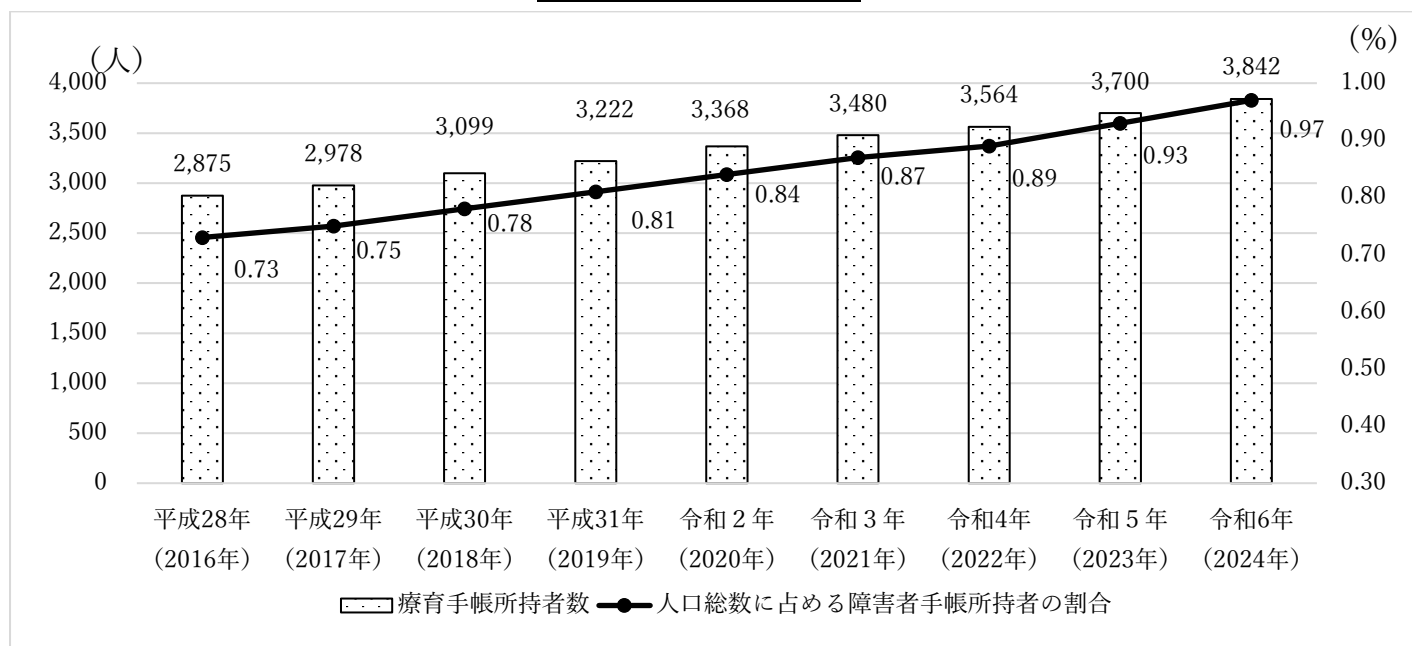
障害程度別では、重度であるAが全体の42.69%を占めて多く、年齢別には、18歳未満の人が49.56%、18歳以上の人が50.44%の割合になっています。

等級別・年齢別療育手帳所持者数(人)

	総数	A	B 1	B 2
平成28年(2016年)	2,875	1,416	600	859
平成29年(2017年)	2,978	1,428	625	925
平成30年(2018年)	3,099	1,456	643	1,000
平成31年(2019年)	3,222	1,492	667	1,063
令和2年(2020年)	3,368	1,521	691	1,156
令和3年(2021年)	3,480	1,541	720	1,219
令和4年(2022年)	3,564	1,562	720	1,219
令和5年(2023年)	3,700	1,596	768	1,336
令和6年(2024年)	3,842	1,640	793	1,409
0～17歳	1,904	689	379	836
18～39歳	999	414	198	387
40～64歳	751	448	134	169
65歳以上	188	89	82	17

※各年3月末現在。

療育手帳所持者数の推移



※各年3月末現在。人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は、国勢調査及びそれに基づく4月1日現在の推計人口をもとに算出。

《精神障害のある人》

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和6年(2024年)3月末現在で4,952人と増加傾向にあります。また、自立支援医療（精神通院）の受給者数は、令和6年(2024年)3月末現在で8,782人となっています。

等級別・年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数(人)

	総 数	1 級	2 級	3 級
平成28年(2016年)	3,242	319	2,223	700
平成29年(2017年)	3,428	317	2,296	815
平成30年(2018年)	3,579	292	2,379	908
平成31年(2019年)	3,727	286	2,359	1,082
令和2年(2020年)	3,987	291	2,452	1,244
令和3年(2021年)	4,208	299	2,583	1,326
令和4年(2022年)	4,398	281	2,671	1,446
令和5年(2023年)	4,701	299	2,765	1,637
令和6年(2024年)	4,952	295	2,857	1,800
0～17歳	173	3	35	135
18～39歳	1,221	37	566	618
40～64歳	2,761	135	1,721	905
65歳以上	797	120	535	142

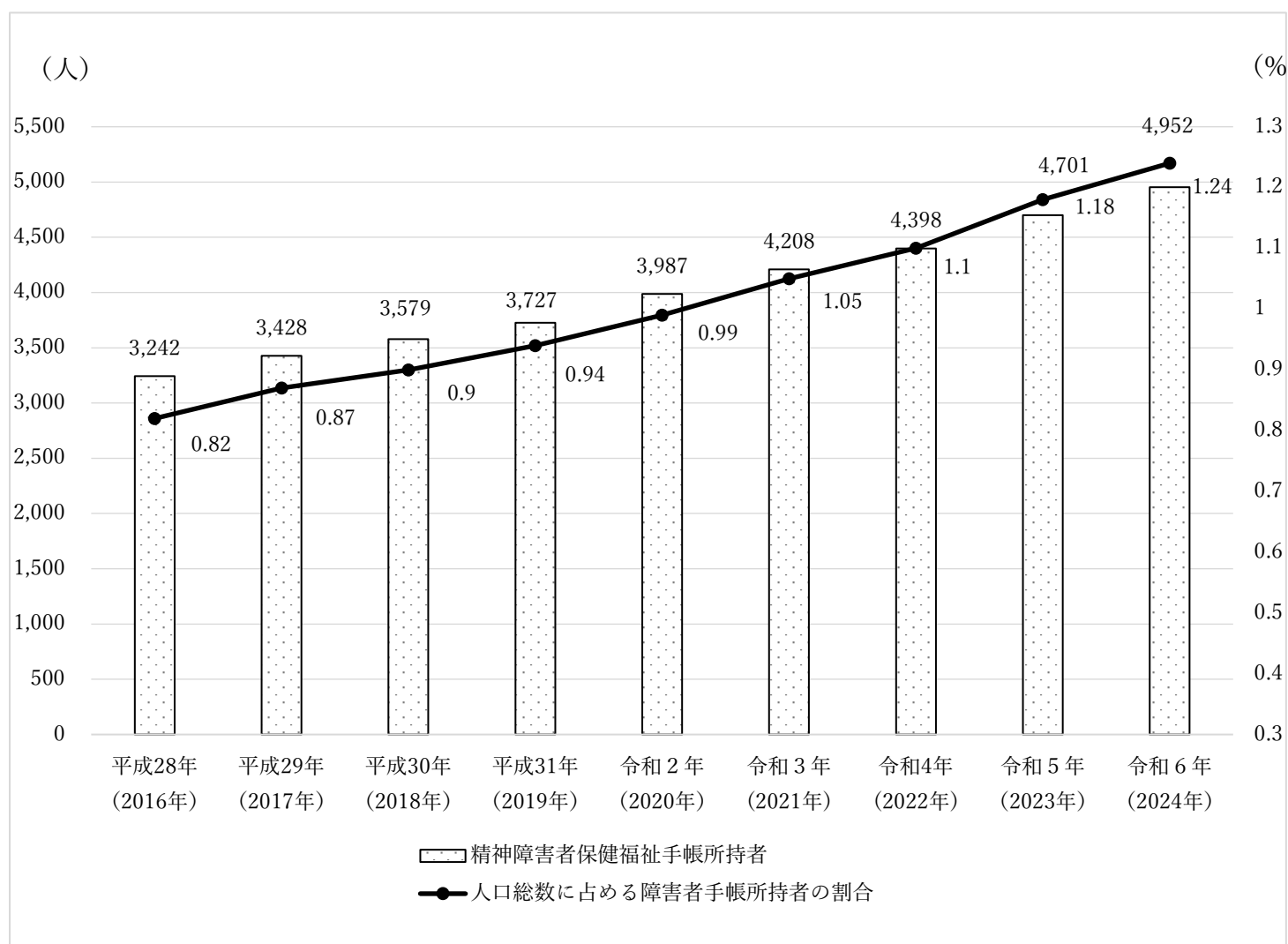
※各年3月末現在。

自立支援医療（精神通院）受給者数（人）

	総 数
平成28年(2016年)	6,591
平成29年(2017年)	6,874
平成30年(2018年)	7,058
平成31年(2019年)	7,442
令和2年(2020年)	7,763
令和3年(2021年)	7,754
令和4年(2022年)	7,758
令和5年(2023年)	8,366
令和6年(2024年)	8,782
0～17歳	57
18～64歳	6,942
65歳以上	1,783

※各年3月末現在。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



※各年3月末現在。人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は、国勢調査及びそれに基づく

4月1日現在の推計人口をもとに算出。

《難病患者》

難病にかかっている人のうち、特定医療費（指定難病）受給者証の申請受付数の状況を見ると、平成26年度（2014年度）の3,135件から年々増加する傾向にあります。

特定医療費（指定難病）受給者証申請受付数(件)

	総数	新規申請	更新申請
平成28年度(2016年度)	3,553	598	2,955
平成29年度(2017年度)	3,711	548	3,163
平成30年度(2018年度)	3,528	518	3,010
令和元年度(2019年度)	3,617	539	3,078
令和2年度(2020年度)	641	465	176
令和3年度(2021年度)	3,649	566	3,083
令和4年度(2022年度)	3,914	600	3,314
令和5年度(2023年度)	4,097	633	3,464

※各年度末現在。

※一人で複数疾患をもつ場合は延べ件数としている。また、一人で同じ年度に新規＋更新申請している場合があるので、受付申請数＝患者数ではない。

※平成27年1月難病法施行

※令和2年度（2020年度）の更新申請件数は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年（2020年）4月までに新規申請した人の受給者証の有効期間が1年間自動更新されたため、令和2年（2020年）5月以降に新規申請した人のみの更新申請件数となり、大きく減少しています。

②支援学級・支援学校の進路状況と卒業生見込み

市立中学校支援学級及び大阪府立支援学校（高等部）において、令和6年(2024年)3月に卒業した生徒の進路状況と令和7年(2025年)以降の卒業生の見込みは、下表のとおりです。

市立中学校支援学級・支援学校(高等部)卒業生の進路状況(人)

令和6年(2024年)3月

進路	市立中学校・ 義務教育学校 後期課程卒業生	支援学校（高等部）卒業生		
	支援学級卒業生	合計	豊中支援学校	箕面支援学校
進学	179	0	0	0
就労	0	3	3	0
就労移行支援	0	4	4	0
就労継続支援A型	0	0	0	0
就労継続支援B型	0	7	7	0
生活介護	0	17	11	6
自立訓練	0	5	5	0
訓練校	0	2	2	0
その他	1	0	0	0
計	180	38	32	6

※市立中学校については豊中市教育委員会、支援学校は両支援学校の協力による。

※支援学校（高等部）卒業生は豊中市在住生徒を計上している。

※令和5年度（2023年度）より義務教育学校が開校。

卒業生見込み(人)

時期	市立中学校・ 義務教育学校 後期課程	支援学校（高等部）		
	支援学級	合計	豊中支援学校	箕面支援学校
令和7年(2025年)3月	157	53	47	6
令和8年(2026年)3月	197	57	50	7
令和9年(2027年)3月	194	47	41	6

※市立中学校については豊中市教育委員会、支援学校は両支援学校の協力による。

※支援学校（高等部）卒業生は豊中市在住生徒を計上している。

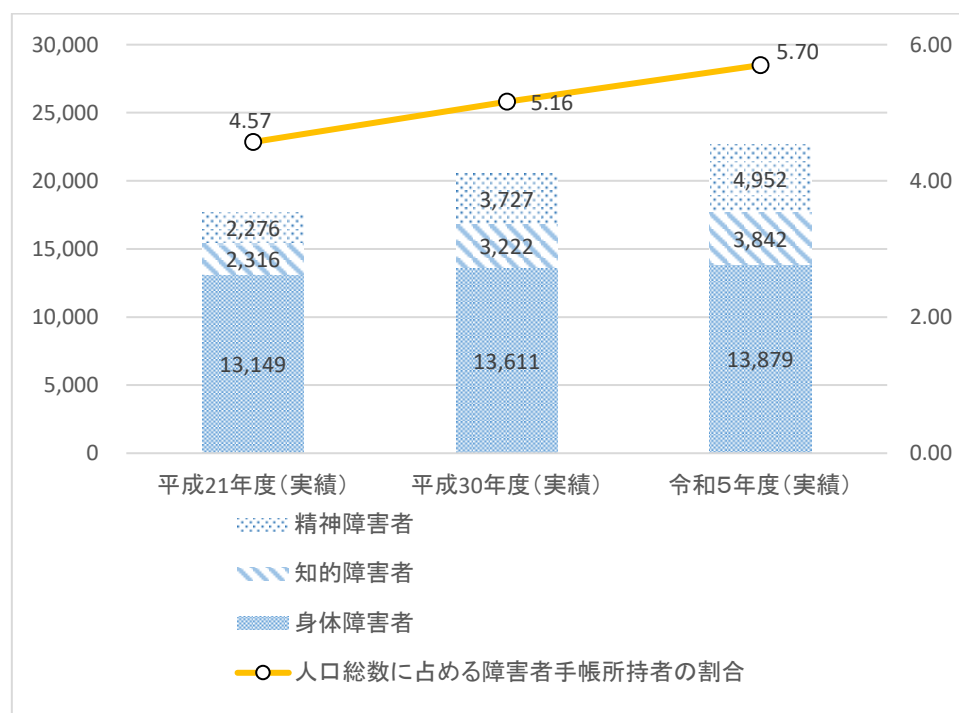
※令和5年度（2023年度）より義務教育学校が開校。

(3) 障害のある人の人数についての今後の見通し

「豊中市第五次障害者長期計画」の最終年度である令和5年度(2023年度)において、障害のある人のうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人の総数は、22,673人(重複所持者を含む)となり、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は5.70%となっています。

平成30年度(2018年度)と比較すると、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数が増加傾向であり、今後もこのような傾向が続くと見込まれます。

各障害者手帳所持者数の推移



計画掲載主要事業の実施状況

一人ひとりが尊重され、ともに生きる社会

(1)相談支援

基本方針	障害種別や施策分野に応じた専門的な相談機能の充実を図り、身近な地域における相談支援体制づくりに努めていくため、相談支援の質の向上及び相談窓口の周知を図っていきます。
令和5年度の特徴的な取組	・相談支援事業について、複合的な課題に柔軟かつ迅速な対応を行うため、体制を整備するなどネットワークの再構築と相談員のスキルアップに取り組みました。 ・様々な相談に対して、助言、情報提供を実施するとともに、市域の相談支援事業所に対しては学識経験者のスーパーヴァイズや法律相談といったバックアップを行いました。 ・「話して安心、困りと相談」にて、市民の立場にたって相談を受け、助言や調整を行いました。
中分類における課題	・相談支援事業所へのニーズは高く、市内の事業所の増加が求められます。 ・障害者相談支援事業について、担い手の減少、相談員の連携が課題です。

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和5年度			令和5 年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容(具体的に)	評価・課題	
1	障害福祉サービス窓口受付事務	○各手当や障害福祉サービスの受付を行うとともに、必要に応じて相談支援につなげ、サービスの適正・円滑な実施に努めます。 ○身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の申請や手当、障害福祉サービスの受付や相談支援を行い、利用者の福祉の向上を図ります。また、大阪府障害者スポーツ大会及び施設使用減免の受付も行います。	窓口受付件数	-	27,242件	適切な窓口対応に取り組みました。	各種手帳の申請や手当、障害福祉サービスの受付や相談支援を行いました。また、郵送での対応も行い利用者の福祉の向上を図りました。	福祉部・障害福祉課
2	相談支援事業	○障害のある人が安心して地域生活を送れるよう必要な支援を行います。	市委託相談支援事業所数	-	7か所	複合的な課題に柔軟かつ迅速な対応を行うため、体制を整備するなどネットワークの再構築と、相談員のスキルアップに取り組みました。	多機関連携が進み、対応の迅速化につながりました。	福祉部・障害福祉課
3	サービス等利用計画作成	○障害のある人などの自立した生活を支え、障害のある人などの抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援します。 ○「サービス利用支援」として支給決定または変更の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定または変更後に「継続サービス利用支援」としてサービス事業者などの連絡調整、モニタリングなどを行います。	延利用人数	-	6,927人	生活全般の相談や情報提供、サービス利用計画の作成、サービス担当者会議の開催、サービス事業者との連絡調整、モニタリング等を行いました。	相談支援事業所へのニーズは高く、市内の事業所の増加が求められます。	福祉部・障害福祉課
4	障害者相談支援事業	○身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員がそれぞれの立場に立って、各手帳の取得や障害のある人の身近な問題についていろいろな相談に応じたり、必要な支援を行います。	相談件数	25件	24件	相談員が行政機関等と連携し、相談に応じることで適切な対応を行いました。	担い手の減少、相談員の連携が課題です。	福祉部・障害福祉課
5	相談事業	○障害のある人やその家族の悩みや相談に対し、福祉・教育・療育・就労・地域生活などの分野で、本人のライフステージをふまえた総合的な相談や助言・情報提供を行います。	相談件数	3,000件	1,323件	・障害のある人やその家族の悩みや相談に対し、福祉・教育・療育・就労・地域生活などの分野で、本人のライフステージをふまえた総合的な相談や助言・情報提供を行いました。 ・基幹相談支援センターやおやこ保健課と情報共有をしながら、事業を進めました。	他課との円滑な連携が課題です。	福祉部・障害福祉課

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和5年度			令和5 年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容(具体的に)	評価・課題	
6	障害者基幹相談支援センター事業	○障害のある人やその家族の悩みや相談に対し、本人のライフステージをふまえ総合的な相談や助言・情報提供を行います。合わせて地域の相談支援事業所に対しては、学識経験者のスーパーヴァイズや法律相談といったバックアップ機能を強化します。	相談件数	3,000件	45,919件	様々な相談に対して、助言、情報提供を実施するとともに、地域の相談支援事業所に対しては学識経験者のスーパーヴァイズや法律相談といったバックアップを行いました。	再構築した相談支援体制について、認知度が上がっています。	福祉部・障害福祉課
7	精神保健福祉相談	○精神疾患の予防や精神障害のある人の早期治療の促進、必要な治療の継続、社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進を図ります。 ○精神保健福祉士、保健師、精神科医などが、保健所内・外の面接、電話、家庭訪問などで、本人・家族・支援者などからの相談に応じ、医療や福祉など各種社会資源に関する情報提供や、関係機関への紹介、ケースワークなどを行います。	相談延件数	6,500件	5,919件	市民、関係機関への相談窓口の周知を行いました。 自殺予防を含むメンタルヘルスリテラシーの向上とネットワーク強化に向け「第2期豊中市メンタルヘルス計画」を策定しました。また、「コロナこころのケアダイヤルとよなか」を継続実施し、新型コロナウイルス感染症に関するこころの不安やストレスに対しての相談支援を行いました。	精神疾患の患者・家族等からの相談に応じ、ケースワーク等による相談(面接、訪問、電話等)を実施しました。「第2期豊中市メンタルヘルス計画」に基づき多機関・多職種協働で相談事業を含むメンタルヘルス対策の総合的かつ計画的な取組みが必要であるため、推進していきます。新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことから「コロナこころのケアダイヤルとよなか」をR5年度をもって終了し、こころの健康相談事業として対応していきます。	健康医療部・医療支援課
8	聴覚障害者福祉指導員の設置	○障害福祉センターひまわりにおいて、聴覚障害のある人に関する各種の福祉相談・生活相談を行い、必要に応じて訪問による支援・情報提供を行います。	相談・対応件数	—	259件	聴覚障害者福祉指導員を設置し、手話通訳者と連携しながら、福祉相談や生活相談に応じました。必要な相談者にはケアマネジャー等関係機関やサービスにつなぎ、連携しながら相談支援を実施しました。	相談者が望む地域での生活が継続できるよう、必要な機関へのつなぎやサービス導入の提案など、先を見据えた相談支援が必要です。	福祉部・障害福祉課
9	保健・福祉・子育てサービス「話して安心、困りごと相談」	○相談先がわからない場合や複雑多様な福祉課題を抱えた市民の相談に対して、各専門相談窓口をはじめ、総合受付や市民相談との連携を強化し、適切な窓口の案内や利用者本位のサービスにつなげることを目的とします。 ・健康福祉サービス苦情調整委員会窓口(愛称「保健・福祉・子育てサービス「話して安心、困りごと相談」」を付加し、相談先がわからない場合などに適切に対応する健康福祉分野における総合相談を行います。	相談件数	—	57件	市民の立場にたって相談を受け、助言や調整を行いました。	市民が抱える困りごとを適切に対処し、関係課、関係機関へ正確につなぐことが必要です。	福祉部・地域共生課

(2)権利擁護

基本方針	サービス利用をはじめ、障害のある人の意思決定を支援するため、成年後見制度の利用促進等の権利擁護の推進に取り組むとともに、障害者虐待の防止及び虐待通報等に対し適切に対応します。 また、政策決定の場への参画等、障害のある人個々の個性、有する知識・技能・体験等を豊中市全体や各地域のまちづくりに最大限活かしていきます。
令和5年度の 特徴的な取組	・判断能力が不十分な人に代わって、市長が法定後見等開始審判の申立を行うことにより福祉の増進を図りました。 ・市民後見人事業について、2人の新規バンク登録者を養成しました。 ・選挙権行使に対する支援として、車いす利用者用投票記載台及び点字器等の選挙物品は必要数を確保しました。
中分類に おける課題	・障害者虐待防止事業や成年後見制度利用支援事業については、引き続き、制度や窓口の周知啓発が必要です。

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和5年度			令和5年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容(具体的に)	評価・課題	
10	障害者虐待防止事業	○障害のある人への虐待を防止し、権利を擁護するため障害者虐待防止センターを設置します。 ・障害者虐待防止法で市町村に設置が求められた障害者虐待防止センターを設置し、相談や通報の受付、啓発活動を行う拠点とします。	相談件数	—	103件	地域における関係機関等との協力体制の強化を図り、障害者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応やその後の適切な支援を行うことができました。	より一層の啓発活動を行い、窓口を周知する必要があります。	福祉部・障害福祉課
11	成年後見制度利用支援事業	○判断能力が不十分な人に代わって、市長が法定後見等開始審判の申立を行うことにより福祉の増進を図ります。 ・対象者に対し審査を行い、市長が申立を行うのかどうかを判断し、申立手続きを行います。	市長申立件数	—	0件	判断能力が不十分な人に代わって、市長が法定後見等開始審判の申立を行うことにより福祉の増進を図りました。	引き続き制度の周知・啓発が必要です。	福祉部・障害福祉課
12	豊中市成年後見等審判請求申立審査会	○判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人の保護、支援することを目的とします。 ・成年後見制度において判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人に対して行う市長申立について、申立の可否や申立の種類などを検討します。	申立件数	—	42件	定例の審査会を開催し、迅速な申立につなげることができました。	親族等の支援を受けることができない認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人が、今後増加すると考えられることから、後見人を含めた支援者によるチーム後見体制が必要となります。	福祉部・地域共生課
13	市民後見人事業	○急速な高齢化や障害のある人の地域移行が進むなか、福祉サービスに対するニーズが増加し、親族後見や専門職による成年後見の活動だけで対応していくことは困難な状況です。こうした課題に対応していくには、市民の立場から権利擁護に参画できる仕組みを構築し、地域に定着させていく必要があります。 ○豊中市で「市民後見人」の養成に着手し、その活動を支える仕組みづくりに取り組み、持続可能な地域福祉のセーフティネットの構築を目的とします。 ・市民後見人の養成、受任調整、市民後見人登録者へのサポートを行います。	登録者数	36人	22人	・成年後見サポートセンターで、成年後見制度に関する相談に応じたり、広報や市民後見人養成等を実施しました。 ・市民後見人オリエンテーション・養成講座(基礎・実務)を実施しました。 ・2人の新規バンク登録者(令和5年度登録)を養成しました。	継続した市民後見人候補者の養成と受任者へのサポート体制の充実が必要です。	福祉部・地域共生課
14	選挙権行使に対する支援	○選挙権行使に対する支援を行います。 ・点字投票、代理投票、郵便などによる不在者投票・代理記載制度、投票所の設備(車いす用の記載台、スロープなど)、候補者情報(点字版・朗読テープ)の入手など。	①車いす利用者用投票記載台設置状況 ②点字器の設置	—	100%	・車いす利用者用投票記載台及び点字器等の選挙物品は必要数を確保しました。 ・障害者に対する理解を深めるために障害特性と合理的配慮について、期日前投票所の投票管理者、立会人及び事務局職員に研修会を実施しました。併せてコミュニケーションツールの検討を行いました。	物品等ハード面の充実とは別に投票時における障害者との円滑なコミュニケーションに資するため、ソフト面での一層の充実が求められます。	選挙管理委員会事務局
15	市議会傍聴の支援	○市議会本会議の代表質問・個人質問において、希望者に対して手話通訳、要約筆記(ノートテイク)を行います(事前連絡が必要)。	実施件数	—	—	議会報や市ホームページで手話通訳、要約筆記について周知しましたが、令和5年度は希望者はいませんでした。	利用希望者への周知が必要です。	市議会事務局議事課
16	健康福祉サービス苦情調整委員会	○健康福祉サービスの苦情調整を行うことにより、サービス利用者の権利擁護とサービス提供事業者の質の向上を図ります。 ○健康福祉サービスの利用者などからサービス提供に関する苦情について公正かつ中立的な立場で解決を図ります。 ○複雑な相談内容に対応できるよう、よりいっそう総合的かつ横断的な苦情・相談体制の構築を図ります。また、窓口に変称「話して安心、困りごと相談」を付加し、相談しやすい環境づくりをするとともに、窓口の周知啓発に取り組めます。	苦情相談件数	50件	28件	健康福祉サービスに関する相談が28件、うち委員面談が2件でした。相談者の状況に応じてオンラインでの委員面談を実施しました。苦情申立は0件でした。	相談件数が令和4年度に比べ約2倍に増加しました。解決までに半年ほど時間がかかってしまう場合もあるため、早急な解決にむけての仕組みづくりが必要です。	福祉部・地域共生課

(3)障害者差別解消の取組・啓発交流

基本方針	障害の有無にかかわらず、すべての人が尊重される社会をめざしていくため、障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けて着実に取組を進めます。 また、障害のある人をはじめとするすべての人が、互いの個性や違いを尊重しあいながら、住み慣れた地域で安心して生活し、また社会への主体的な参画が果たせるよう、きめ細やかな啓発・広報活動や学校・社会教育の場における共生の教育、障害のある人と障害のない人が日常的に交流する機会の創出などを通じて、障害や障害のある人に対する地域の人々の正しい理解と認識を深めていきます。
令和5年度の 特徴的な取組	・障害者差別解消支援地域協議会代表者会議、相談事例部会を開催するとともに、実務者会議として「障害当事者から学ぶ人権と接遇」と題して、聴覚障害の当事者からの講演と障害福祉センターひまわりの施設見学、参加者で意見交換を行う研修会を実施しました。 ・障害者啓発活動として、パネル展やアート展、市内スーパーマーケットと共同で補助犬啓発イベントを計4回実施しました。
中分類に おける課題	・障害のある人への理解をさらに広げるため、情報発信の手法を工夫する必要があります。 ・「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」に基づき、市ホームページだけでなくすべてのウェブコンテンツにおいてアクセシビリティへの一層の配慮が求められます。

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和5年度			令和5年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容(具体的に)	評価・課題	
17	障害者差別解消支援 地域協議会	○障害者差別解消法第17条第1項の規定に基づき、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するものを委員とし、豊中市の区域において行う障害を理由とする差別に関する相談対応及び当該相談に係る事例をふまえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行います。	①代表者会議開催回数 ②代表者会議で委託された差別・合理的配慮不提供の事例の件数	—	①2回 ②3件	・代表者会議を2回開催し、障害のある人への差別事例や合理的配慮の不提供の事例について共有しました。 ・相談事例部会を1回開催し、差別対応事例について委員とともに検討しました。 ・実務者会議として「障害当事者から学ぶ人権と接遇」と題して、聴覚障害の当事者からの講演と障害福祉センターひまわりの施設見学、参加者で意見交換を行う研修会を実施しました。	実務者会議の参加者にろう者の現状や求められる配慮について学ぶ機会を提供するとともに、グループに分かれて意見交換と発表を行い、全体で意見の情報共有を図ることができました。	福祉部・障害福祉課
18	啓発活動	○障害のある人についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、市内の障害者団体や障害福祉サービス事業所などで組織する「豊中市障害者啓発活動委員会」とともに、次の事業を行います。 ・共感的・効果的な啓発のあり方検討 ・障害者週間(12月3日から9日)に啓発用のぼりの設置や車体幕の掲示など ・啓発DVD作成、講演会実施等 ○府内自治体・障害者団体・地域団体により構成された大阪ふれあいキャンペーン実行委員会に参加し、啓発関係事業を行います。	①延事業参加者数 ②事業参加者中理解が進んだ人の割合(各回平均)	①400人(市民の0.1%) ②50%以上	①606人 ②75%	障害者啓発活動委員会とともに、例年、障害者週間に合わせて実施しているパネル展(12月)、アート展(3月)や、市内スーパーマーケットと共同で補助犬啓発イベント(5月・10月・11月・12月 計4回)を実施しました。	障害者啓発活動委員会とともに障害者啓発イベント等を実施し、より幅広い市民に理解が広がるよう啓発活動に取組むことができました。	福祉部・障害福祉課
19	出前講座を通じた障害者理解の促進	○障害及び障害のある人への市民の理解を深めるため、学校の授業や地域の学習会に積極的に出向きます。 ○市民からの要請に応じ、身体障害、知的障害、発達障害、精神障害に関する出前講座を行います。	①延参加者数 ②身体障害、知的障害、発達障害、精神障害に関する講座実施件数	①4,000人 ②35件	①2,567人 ②15件	障害の特性・支援方法・手話・点字などについて、実演や体験、動画視聴などを交えて伝えました。	市民の障害への理解につながりました。	福祉部・障害福祉課
19	出前講座を通じた障害者理解の促進	○障害及び障害のある人への市民の理解を深めるため、学校の授業や地域の学習会に積極的に出向きます。 ○市民からの要請に応じ、身体障害、知的障害、発達障害、精神障害に関する出前講座を行います。	①延参加者数 ②身体障害、知的障害、発達障害、精神障害に関する講座実施件数	①4,000人 ②35件	①2,214人 ②16件	市民や学校等からの要請に応じて、障害のある人への理解と支援などに関する出前講座を実施しました。	小・中学校の児童・生徒を中心に、障害についての正しい理解と支援のポイントなどについて話すことで、理解を広めることができました。	都市経営部・広報戦略課
20	情報発信	○障害のある人への市民の理解を広げます。 ○市広報誌や市ホームページなどでの情報発信を担当課と連携しながら積極的に行います。	市広報年間掲載回数	—	—	定例的な市広報誌・市ホームページへの掲載のほか、市が制作する動画に手話映像を挿入するなど視覚的な情報発信に取り組みました。 また、とよなかYoutubeチャンネルでの動画配信や、薬局のデジタルサイネージでの情報発信、中小企業向けメールマガジンを活用するなど、さまざまな手法にて情報発信を実施しました。	障害のある人への理解をさらに広げるため、情報発信の手法を工夫する必要があります。	福祉部・障害福祉課

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和5年度			令和5年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容(具体的に)	評価・課題	
20	情報発信	○障害のある人への市民の理解を広げます。 ○市広報誌や市ホームページなどでの情報発信を担当課と連携しながら積極的に行います。	市広報年間掲載回数	—	—	市ホームページをアクセシビリティに留意して運用しました。 広報誌や市ホームページ、市公式ソーシャルメディアなどにより、各部署・各課の取組みなどを情報発信しました。 広報誌の発行と配布を継続して実施しました。	「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」に基づき、市ホームページだけでなくすべてのウェブコンテンツにおいてアクセシビリティへの一層の配慮が求められます。	都市経営部・広報戦略課
21	人権研修・講演会等	○図書館活動全般を通じて、障害者差別をはじめとした人権問題についての資料を収集、提供するとともに、幅広い市民が関心を持って参加し、学習のきっかけとなるような人権についての講演会及び職員を対象とした人権研修などを実施します。	人権に関わる講演会・パネル展等の開催実施回数	12回	17回	・長期的・継続的に取り組むべき課題として、様々な催しを通じ市民と職員がともに人権について考える機会となりました。 ・人権講演会は「絵本ライブとシンポジウム-絵本と人権」を人権平和センター・豊中と共催で、「無意識の差別を考える～社会のあり方と人権」を野畑図書館主催で開催しました。 ・「図書館資料の取り扱い事例から人権問題を考える」などグループワークを中心とした全職員対象の人権研修を3回行いました。	子どもから大人まで幅広い年代の市民が参加できる行事や講演会を開催することで、差別や人権問題に関わる資料の利用促進を図ってきました。今後も継続して啓発活動に取り組んでいく必要があります。	教育委員会事務局・読書振興課
22	市主催研修	○各職階や経験年数など、職場、業務に応じて果たすべき役割や行政課題を理解し、人権尊重の視点を基本としながら、めざすべき姿勢、行動をとっていきけるよう、必要な意欲・能力の向上を図ります。 ○新規採用職員研修、新任課長級職員研修などの階層別研修や課題別研修、職場における人権研修の推進に向けた研修などを実施します。	受講率	37%	35%	階層別研修や職場における人権研修の実施を通じて、障害者分野をはじめ、様々な人権課題への理解等を深める研修を実施しました。 また、新任者研修のカリキュラムの一環として、「障害者差別解消法」及び「豊中市職員対応要領」の内容に触れ、法の主旨と、障害のある人への合理的配慮について理解を深めました。	人権感覚を磨くとともに、人権尊重の視点で職務に臨む姿勢や行動に必要な意欲・能力の向上につながりました。 目標とする受講率の向上に向けた工夫が必要です。	総務部・人事課
23	公民館講座	○市民を対象に、障害者差別をはじめとした人権、環境、子育て、まちづくりなど、現代的課題や地域課題に関する学習の機会を提供し、地域の教育力の向上と住みよい地域社会づくりに貢献します。 ○中央、蛍池、庄内、千里の各公民館で実施します。	①開催回数 ②参加者満足度	①300回 ②90%	①221回 ②95%	人権啓発の一環として、「児童養護の子どもたちから見える課題」講座のほか、オンデマンド講座・子育て講座などを実施しました。	デジタル社会についていけず、情報弱者となってしまう人を減らすための講座を、まだまだ拡充していく必要があると考えます。	教育中央委員会事務局



一人ひとりが輝くための自立と社会参加

(1)療育・教育

基本方針	平成28年(2016年)9月に策定した「障害のある子どもへの支援の基本的な考え方」に示す「めざす姿～すべての子どもが、地域社会の一員として自分らしく豊かに生き、子どもと家庭が地域で主体的に社会生活を営む」の実現に向け、「気づく」、「つなぐ」、「支える」の3つの基本姿勢のもと取組を進めます。地域の学校・こども園・幼稚園・保育所等と支援学校、療育関係機関などの緊密な連携のもとに、障害の状況や特性などに応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、障害のある子どもと障害のない子どもが、お互いを尊重し支えあうとともに学び ともに育つ保育・療育・教育の推進を図ります。また、社会の一員として主体的に生活を営む力を育成するため、基本的生活習慣の確立に努めるとともに、適切な進路相談、指導の実施に努めます。
令和5年度の 特徴的な取組	・「発達障害の特性とその対応方法について」、「インクルーシブ教育保育について」をテーマに公立・民間園合同研修を行い、実践を持ち寄っての職員の交流を通して学び合いました。 ・児童発達支援センターにおいて、こども療育相談事業として基本相談、計画相談、療育支援事業、保護者支援講座等を実施しました。4月に地域別の相談窓口を設置、令和6年1月からは地域子育て支援センター等で発達支援親子教室を試行実施しました。
中分類に おける課題	・経験年数の少ない保育者が増えている中、対応についての相談件数が増加しています。研修も含め、共に育つ視点での保育をどう進めていくかについて引き続き考える機会を設けていきます。 ・医療技術の進歩にともない重症心身障害児や医療的ケア児が増加しており、多様なニーズに対応できる事業所の確保が必要です。 ・学校において、支援を要する児童生徒の増加傾向が継続していること、障害特性が多様化しており、更なる人的・物的な条件整備を図る必要があります。

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和5年度			令和5年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容(具体的に)	評価・課題	
24	認定こども園等教育・ 保育推進事業	○集団保育を通して、お互いに認めあい、支えあって豊かに生きる「共に育つ」を基本とした障害児保育を行うことを目的に研修会を開催します。 ○保育観察を通して保護者の相談を受け、保育内容、かかわりの見直し等の取組を進めます。	障害児保育研修会の参加施設割合	60%	公立・民間合同研修 36% 公立こども園 障害児共生保育研究会 89%	「発達障害の特性とその対応方法について」、「インクルーシブ教育保育について」をテーマに公立・民間園合同研修を行い、実践を持ち寄っての職員の交流を通して学び合いました。また、公立の障害児保育担当者による障害児共生保育研究会を3回行いました。「支援計画・指導計画の書き方・ポイントについて」をテーマにワークを交えて学びました。保育観察では、発達の専門家より各施設の職員・保護者の相談に対して、子どもへのかかわり方について学ぶ機会となりました。	公立・民間園合同研修では、各園の実践を持ち寄り、職員の交流を通して学び合いました。公立の障害児共生保育研究会では、支援計画・指導計画の書き方・ポイントについて、作成物を持ち寄り小グループで意見交流しながら学ぶことができました。人員不足により研修に出ることが難しい現状がありますが、実践交流を行うなど魅力的な研修に取り組んでいきます。	こども未来部・こども事業課
25	認定こども園等教育・ 保育推進事業	○障害児の優先入園を行うとともに、集団保育の中で子ども一人ひとりの実態を把握し、状況に応じた配慮を行いながら障害児教育の取組を進めます。	優先入園枠で入った障害のある在籍園児数	—	501人	公立・民間園において、「共に育つ」を基本とした教育保育の実践をすすめてきました。各施設より年2回の児童状況報告書類の提出、こども事業課より年2回の巡回相談を実施することにより児童の状況を共有し、子どもへのより良いかかわりについて共に考え、実践につなげていきました。	経験年数の少ない保育者が増えている中、対応についての相談件数が増加しています。研修も含め、共に育つ視点での保育をどう進めていくかについて引き続き考える機会を設けていきます。	こども未来部・こども事業課
26	認定こども園等教育・ 保育推進事業	○就学にあたり、円滑な接続を図るために、幼保小連絡協議会を通じて就学前教育と小学校教育の連携を密にし、配慮を要する子どもの引き継ぎを行います。	引き継ぎを行った配慮を要する子どもの数	—	148人	各校区連絡会等の行事や交流を通して、校園所での連携や理解を深める機会を作り、具体的な子どもの姿をもとに話し合いました。	就学にあたって大きく環境が変わる中でもスムーズな移行ができるよう、各校園所間で交流の機会を持ち、顔の見える関係づくりを進めていきます。	こども未来部・こども事業課
27	公立こども園支援事業	○育児相談、就学前相談 ・子どもの発達や育児不安の解消、小学校教育との円滑な接続を図るため、専門家(臨床心理士・元小学校長など)による子育て中の悩み、就学に向けた相談などを実施します。	延利用者数	—	5,176人	園開放等の公立こども園における地域支援事業を実施し、子育て家庭への支援を行いました。 感染症流行によるクラス閉鎖期間は感染拡大の観点から事業を中止しましたが、育児相談事業については事業中止期間中も継続して実施し、子育て家庭が孤立しないようにしました。	子育て環境や社会の変化で、孤立している家庭や、適切な子育ての情報の獲得が難しい家庭が多くあると考えられます。 公立こども園として、確かな子育て情報の発信を行い、気軽に園を訪れたり、相談できる関係を築いていくことが必要です。	こども未来部・こども事業課
28	私立幼稚園振興助成金	○市内の私立幼稚園に対し、障害のある幼児の受け入れにかかる費用の助成を行います。 「豊中市私立幼稚園障害児保育助成金」	「障害児保育助成金」の補助対象園数	—	1園	大阪府私立幼稚園特別支援教育費補助金の交付決定に基づき、1園に対し費用助成を行いました。	適正な費用助成事務を行うことができました。	こども未来部・こども事業課

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和5年度			令和5年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容(具体的に)	評価・課題	
29	放課後こどもクラブ運営	○放課後、帰宅しても保護者が仕事などで家庭に不在の豊中市に居住する小学校1年生～4年生(支援学級在籍児童、支援学校在籍児童は6年生)までの児童に、遊びや学習などを通じて自主的かつ自発的な生活態度や習慣を養うために必要な保護、指導を行い、児童の健全育成を図ります。	支援学級在籍の 入会児童数	—	399人	・支援学校・支援学級在籍児童について、保育士及び指導員による入会前保護者面談を実施しました。また、必要に応じて園所へ見学及び聞き取りを実施しました。 ・面談結果により、加配指導員を配置しました。 ・医療的ケア児を受け入れるために必要な看護師を配置しました。	物理的構造化(クールダウンスペースや1人で勉強する場所など、活動と場所を結びつける)及び視覚的構造化(指示をイラストや写真で提示する)による環境調整、合理的配慮が必要です。	教育委員会事務局・学び育ち支
30	療育クリニック	○身体障害や小児慢性特定疾病、高度医療などの児童に対して医師や心理士による相談と必要な療育指導を行うことで、その家族の不安の解消や孤立の解消、障害の受容を目的とします。 ○概ね就学前の小児慢性特定疾病、身体障害のある児童の疾病や治療、療育、日常生活などについて必要時に医師や心理相談員が相談に応じます。	受診者 延件数	45人	4人	身体障害の疑いがある児童に対して、専門医が診察を行い、紹介状発行や療育指導を行いました。	専門医の診察により、必要な医療や療育へつなぐことができました。児童発達支援センターとの緊密な連携体制の構築が図られたため本事業を終了します。	こども未来部・保健課・おやこ
31	障害児等支援事業	○身体障害や小児慢性特定疾病、高度医療などの児童とその家族に教育事業を実施し、不安の解消や理解を深める機会とします。 ○療育施設などに所属していない就学前の身体障害のある児童や小児慢性特定疾病などの長期療養児童とその保護者に対して就学に向けての情報の提供と保護者同士の交流などを行います。	受診者 延件数	50件	—	令和元年度をもって事業終了。	—	こども未来部・おやこ保健課
32	小児慢性特定疾患児・身体障害児の相談事業	○身体障害や小児慢性特定疾病、高度医療などの児童とその家族を対象に相談・指導の事業を実施し、その家族の不安の解消を図り、安心して子育てできることを目的とします。 ○小児慢性特定疾病、身体障害のある児童の疾患や治療、療育、日常生活などについて相談に応じます。	面接・電話相談 延件数	500件	1,110件	身体障害や小児慢性特定疾病、高度医療などの児童とその家族を対象に相談・指導の事業を実施し、不安の解消を図り、安心して子育てできるよう支援しました。医療職による、きめ細やかな相談支援に取り組みました。	相談支援・情報提供をすることで、保護者の不安の軽減につながりました。障害特性、医療的ケアの内容は多様化・高度化しているため、専門職のスキルアップや関係機関との連携強化が必要です。引き続き、防災プランの改善を行い、利活用していきます。	こども未来部・保健課・おやこ
33	慢性疾患児在宅支援事業	○身体障害や小児慢性特定疾病、高度医療などの児童とその家族に対して訪問することにより、家庭の状況と障害の状況に合わせた必要な保健指導を行うことで、障害受容や在宅での生活の不安や孤立の解消などを目的とします。 ○概ね就学前の小児慢性特定疾病、身体障害のある児童の日常生活などについて必要時に作業療法士や言語療法士などが訪問し家庭の状況に合わせて相談に応じます。	作業療法士や 言語療法士等の 訪問延件数	15件	0件	当該事業としての実施はありませんでしたが、保健師等による訪問や、児童発達支援センターと連携した支援を行いました。	臨床心理士の訪問について、児の疾病受容目的だけでなく、保護者のグリーフケア目的で利用できることを再度周知し、必要なケースへの支援につなげます。	こども未来部・保健課・おやこ保
34	児童発達支援	○就学前の障害のある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	利用人数	8,316人	10,563人	・市内における事業所が増加しました。令和4年度末:61事業所→令和5年度末:66事業所 ・児童発達支援センターにおいて、障害児通所支援事業者連絡会の側面的支援及び支援者研修、巡回訪問を行いました。 ・はぐみセンターとして一体的に療育が必要な児童への支援を行いました。	・乳幼児健診の二次健診や児童発達支援センターの療育相談から、療育が必要な児童を適切な支援に繋げます。 ・引き続き、事業所の支援の質を向上するための取組みを進めます。	こども未来部・おやこ保健課
35	医療型児童発達支援	○就学前の身体障害のある子どもに対して、児童発達支援及び機能訓練を行います。	利用人数	72人	69人	・児童発達支援センターの親子通園のほか民間の重症心身障害児や医療的ケア児の受入れを行う事業所により支援を提供しました。	・医療技術の進歩にともない重症心身障害児や医療的ケア児が増加しており、多様なニーズに対応できる事業所の確保が必要です。	こども未来部・保健課・おやこ
36	放課後等デイサービス	○学校通学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害のある子どもの自立を促進するとともに、放課後などの居場所を提供します。	利用人数	21,936人	17,555人	・市内における事業所が増加しました。令和4年度末:70事業所→令和5年度末:80事業所 ・児童発達支援センターにおいて、障害児通所支援事業者連絡会の側面的支援及び支援者研修、巡回訪問を行いました。 ・はぐみセンターとして一体的に療育が必要な児童への支援を行いました。	・小学校高学年や中学生について、進学や就労などを見据えてライフスキルやソーシャルスキルの向上をめざし、関係機関との連携を促しながら重層的な支援を行うための体制づくりを進めます。 ・引き続き、事業所の支援の質を向上するための取組みを進めます。	こども未来部・おやこ保健課

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和5年度			令和5年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容(具体的に)	評価・課題	
37	居宅訪問型児童発達支援	○重症心身障害児などの重度の障害のある子ども等であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行います。	利用件数	24件	5件	・重症心身障害児事業所を運営する法人において居宅訪問型児童発達支援を実施しています。	・対象となる児童の多くは、早期における訪問看護、訪問リハビリなどの医療的な支援が中心で、家庭での健康管理が安定するまでは、居宅訪問型児童発達支援の利用は少ないと考えられます。 ・外出が著しく困難な重度障害児などの発達支援の機会の確保につながる事業であり、利用に係る周知を行います。	こども未来部・おやこ保健課
38	保育所等訪問支援	○保育所などに通う障害のある子どもに対し、その施設を訪問し、その施設における集団生活への適用のための専門的な支援などを行います。	利用件数	36件	916件	・児童発達支援センターで実施している「在宅障害児等訪問支援事業」の施設職員への専門的助言により、子どもの所属施設における集団生活へ適応するための取組みが進んでいます。	・障害児通所支援事業所等と保育所等が連携・協力しながら支援を行う体制を構築します。	こども未来部・おやこ保健課
39	障害児相談支援	○障害のある子どもの心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画を作成し、通所支援の給付決定後に、障害児支援利用計画の作成等を行い、一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直しを行い、障害児支援利用計画の変更等を行います。	利用件数	3,036件	1,074件	・障害児通所支援受給者証の発行にあたり、とくに支援を必要とする保護者に対し障害児相談支援事業所の案内を行いました。	・子どもの障害特性や保護者ニーズが多様化する中、通所支援事業所等の社会資源の情報を把握し、適切なサービスを提供していく必要があります。 ・公民の障害児相談支援事業所が連携し、相談支援体制の質の向上に努めます。	こども未来部・おやこ保健課
40	児童発達支援センター	平成30年度まで実施してきたあゆみ学園、しいの実学園(療育等支援事業含む)を発展的に統合し、新たな児童発達支援センターとして、障害や発達に課題のある子ども、保護者、家族等に対し、障害の種別に関係なく、地域で自分らしく安心して生活できるよう総合的な支援を行います。 【各種事業】 ・児童発達支援事業(親子通所・小集団親子教室) ・放課後等デイサービス事業(小集団親子教室) ・こども療育相談事業 ・診療所事業 ・民間委託事業(個別療育・単独通所(令和2年度より)・障害児一時預かり)	①児童発達支援事業契約児童数(親子通所・小集団親子教室) ②こども療育相談件数 ③診療所利用者数 ④個別療育利用児数 ⑤単独通所利用児数	①30人・70人 ②1,000人 ③150人 ④30人 ⑤35人	①30人・26人 ②2,464人 ③204人 ④34人 ⑤15人	・親子通所による児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業を実施しました。 ・こども療育相談事業として基本相談、計画相談、療育支援事業、保護者支援講座等を実施しました。4月に地域別の相談窓口を設置、令和6年1月からは地域子育て支援センター等で発達支援親子教室を試行実施しました。また、日曜開催のペアレント・トレーニングを実施いたしました。市内民間障害児通所支援事業所を訪問し、事業内容の確認と共に児童発達支援センターのスーパーバイズ・コンサルテーション機能についての意見集約を行いました。 ・民間委託事業として単独通所事業、個別療育事業、障害児一時預かり事業を実施しました。また、令和6年度からの児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業の一体的民間委託に向け受託事業者と引継ぎを行いました。 ・診療所にて障害や発達に課題のある子どもの診察や医学的リハビリテーション、発達検査を実施しました。	・児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業において、子どもの生活技能の向上を図るとともに、保護者の子どもの理解についてすすめることができました。 ・こども療育相談事業においては、地域別の相談窓口を設置することにより初期相談件数の増加が認められました。また発達支援親子教室の試行実施においても、児童発達支援センター内において実施していた小集団親子教室と比較し利用者数の増加が認められました。 ・課題としては、就学前児童から小学生が各事業の利用者層の中心になっており、高年齢の児童への支援を充実させる必要があります。令和6年度から事業実施する義務教育修了後の発達障害児を対象にした放課後等デイサービス事業を含む成人期移行支援における取組みについて関係機関に周知していきます。 ・公民連携して市域の発達支援の充実を図るため、障害児通所支援事業所へのスーパーバイズ・コンサルテーション機能としての取組みを進める必要があります。	こども未来部・おやこ保健課
41	しいの実学園(医療型児童発達支援センター)	○主に就学前の身体に障害のある子どもに対し、訓練・保育などを行い、基本的な生活力などの獲得に向け、保護者と連携した支援を行います。 ・通園事業 ・地域支援 障害児等療育支援事業(障害児相談支援含む)・保育所等訪問支援事業 ・診療所(外来訓練含む) ※平成31年度(2019年度)から新・児童発達支援センターに移行予定	①契約園児数 ②外来訓練者数 ③相談新規申込件数	①30人 ②150人/月 ③450人	-	No40に統合されたため廃止	-	
42	障害児等療育支援事業	○在宅の障害のある子ども及び発達支援が必要な児童の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらの療育機能を支援する機能との重層的な連携を図り、もって障害のある子ども等の福祉の向上を図ります。 ①在宅障害児等訪問支援事業 ②障害児等来所相談支援事業 ③療育技術指導事業 ※平成31年度(2019年度)から新・児童発達支援センターに移行予定	療育支援新規申込件数	150件	-	No40に統合されたため廃止	-	
43	支援学級管理運営事業	○障害児教育の充実・推進と支援学級に在籍する児童生徒が安全・安心に学校生活を豊かに送ることをめざします。 ・支援学級の設置及び指導・相談に関すること。 ・障害児教育関連会議などの実施。 ・他部局との連携による生涯を通した支援の在り方の検討。	障害児教育や就学・進路に関する会議の開催率	100%	100%	適切な就学相談を行いました。また、必要に応じて関係機関との連携を進めました。	「豊中市障害児教育基本方針(改定版)」に基づき、支援学級に在籍する児童生徒が、より安心・安全に学校生活を送ることができる環境整備を進めることができました。 支援を要する児童生徒の増加傾向が続いていること、障害特性が多様化しており、更なる人的・物的な条件整備を図る必要があります。	教育委員会事務局・児童生徒課

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和5年度			令和5年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容(具体的に)	評価・課題	
44	学校支援事業	○豊中市立学校における児童・生徒のうち配慮が必要な子どもへの支援を行います。 ○また、豊中市立学校教職員を中心として関係部局職員の意識及び専門性の向上と市民への啓発をめざします。 ・巡回相談による支援等 ・備品、消耗品の購入・貸与・修理 ・障害児教育研修の実施	巡回相談 実施校数	60校	78校	巡回相談を活用し、児童生徒の理解や指導について、適切な支援を進めるため学校に助言しました。 支援に必要な消耗品、備品などの購入・貸与等を図りました。	支援が必要な子どもたちへの教育環境の整備や適切な支援の在り方を、学校の指導体制や本人・保護者のニーズに寄り添い、助言することができました。 階段昇降機などの高額な備品の購入や整備が必要であるものの、予算の拡充が困難な状況にあります。	教育委員会事務局・児童生徒課
45	支援職員配置事業	○支援学級に在籍する児童生徒が安全・安心に学校生活を豊かに送ることをめざし、豊中市立小中学校における支援学級へ生活介助及び学習補助として介助員を派遣します。 ○支援学級に在籍する児童生徒が安全・安心に学校生活を豊かに送ることをめざします。 ○豊中市立小中学校における支援学級に在籍する児童生徒のうち、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒のいる学校へ、必要なときに看護師を派遣し、必要な医療的ケアを実施します。	介助員配置率 看護師派遣率	100% 100%	100% 100%	支援学級における生活介助及び学習補助として介助員を配置しました。また日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒がいる学校には、市立豊中病院と連携し、必要な時間帯に看護師を派遣する調整を行いました。	支援学級に在籍児童・生徒の増加傾向が継続していること、障害特性が多様化しており、様々な対応が求められるため、介助員の増員に取り組まれました。支援を要する児童生徒の増加は今後も見込まれるため、介助員の人材確保が課題です。 また、市立豊中病院との連携により、安定的な看護師派遣を行いました。更に、医療的ケア児を支援する関係者の共通理解を図り、適切な支援を行うことが出来るよう、「豊中市立学校における医療的ケア児支援マニュアル」を作成しました。事業における制度理解の普及が課題です。	教育委員会事務局・児童生徒課
46	エレベーター設置事業	○車いすなどを使用する児童生徒が安全で容易に移動できるように充実した学校生活が送れるよう、各小中学校にエレベーターを設置します。	設置校数	100%	91% (50校※2)	未設置の学校については、関係部局と情報共有しながら、令和7年度末までに100%設置※1するため、計画通り進められるよう取り組みました。 ※1改築予定のある学校を除く。 ※2令和5年度(2023年度)義務教育学校区内さくら学園開校に伴う、小・中学校統廃合により学校数が減少したこととエレベーターを設置した小・中学校及び義務教育学校の実施済数が減少しました。	未設置の学校については、関係部局と情報共有しながら、設置に向けて予算確保するとともに、令和7年度末までに100%設置※1(左記参照)できるよう取り組みます。	教育委員会事務局・学校施設管理課
47	第二次トイレ改修事業	○子どもたちにとって、清潔で使いやすい環境に整備します。 ○学校施設の老朽化対策の観点から総合的に改修します。	改修校数	100%	87% (47施設)	長寿命化計画に基づく縦一列改修により、便器を和式から洋式に変更するとともに床面を湿式から乾式に変更しました。	トイレ床面を湿式から乾式、便器を和式から洋式に変更することによって、清潔で使いやすくなり、児童・生徒たちが清掃などもきれいにを行うようになりました。床面を湿式から乾式に変更する工事について、限られた予算の中でどのように進めていくのか検討する必要があります。	教育委員会事務局・学校施設管理課
48	小学校特別支援教育 就学奨励、中学校特別支援教育就学奨励	○支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の就学に要する経費の負担を軽減するため、その経費の一部を補助することを通じ、就学奨励を図ります。	認定児童生徒数	350名	548名	就学奨励の募集時期と同時に学校と連携し支援学級への案内をかけ、周知徹底を図りました。 また、電子申込を促進することで、来庁そのものや窓口での手続きなどといった保護者の負担を軽減しました。	就学奨励の募集時期と同時に学校と連携し支援学級への案内をかけ、周知徹底を図りました。 また、電子申込を実施し、来庁そのものや窓口での手続きなどといった保護者の負担軽減を図りました。 結果として、操作方法の確認のために窓口に来られる方はいましたが、紙での提出はなく電子申込率は99%になりました。	教育委員会事務局・学務保健課
49	子どもをとりまく読書 環境整備の取り組み	○「豊中市子ども読書活動連絡会」等により市民、事業者、関係部局、関係機関と連携し、市内のすべての子どもが本と出会い読書を楽しむことができるよう、読書環境を整えます。 ・活字を読むことが困難な子どもの読書を支えるために資料の充実・情報提供を行います。	障害者施設・支援学校への貸出冊数	10,000冊	9,021冊	子ども読書活動連絡会を2回開催し、(第1回:「りんごの棚」について、第2回:さわる絵本について)みんなで学び、委員間で情報を共有し、多様なニーズに応じた資料を実際に見て触れることで、理解を深めることができました。 障害者施設、支援学校へは、動く図書館の巡回を行いました。巡回先の支援学校でのおはなし会「おはなし会がやってきた」を実施しました。豊中市子ども文庫連絡会との共催事業「こどもと本のまつり」では、おはなし会と工作を、「こどもと本のつどい」では、講演会と絵本原画展を実施しました。	子ども読書活動連絡会での情報共有や連携により、すべての子どもが読書を楽しめるような読書環境を提供することができました。	教育委員会事務局・読書振興課
50	ブックスタート事業	○乳幼児期からの本との出会いを支援するため、4か月児健診を受診するすべての赤ちゃんを対象にブックスタート事業「えほんはじめまして」を実施します。 ・視覚に障害のある人が受診の際には点字・デージー・テープの3種類の案内を準備、また手渡す絵本に点字をつけて提供します。 ・健診会場には点字絵本や布絵本など障害のある人も楽しめる絵本の展示・紹介をしています。	会場での点字絵本等の展示・紹介数	300冊	0冊	すべての赤ちゃんが本と出会えるよう、展示セット「りんごの棚」を施設などに貸出し、会場以外でも障害のある人も楽しめる絵本の展示・紹介を継続して行いました。	引き続き健診会場での絵本の手渡しを休止していたため、点字絵本等の展示・紹介は実施できませんでした。会場外でも見ていただけるように、各図書館で「りんごの棚」の展示を行い、多くの人に見ていただける機会を作りました。	教育委員会事務局・読書振興課



一人ひとりが輝くための自立と社会参加

(2)雇用・就労

基本方針	各種制度の活用を通じて民間企業・事業所での雇用を積極的に促進し、企業と連携しながら障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、就労後の職場定着を支援していきます。 また、豊中市自らも障害のある人の雇用や就労体験の機会の充実に努めます。 これとともに、一般企業などへの就職が困難な人を対象とする働く場、活動の場の充実など、関係機関と多様な形態の就労の場の確保に努めるとともに、福祉的就労についた人の工賃向上に努めていきます。
令和5年度の特徴的な取組	・障害者合同面接会や『事業所向け障害者雇用の基礎の「き」勉強会』を開催するとともに、求職者の定着支援を行い、事業者との信頼関係の強化にも取り組みました。 ・市長部局における障害のある人の雇用率は3.10%、全部局2.98%と全部局合算の障害者雇用率において、法定雇用率を上回りました。精神障害・知的障害のある人を対象としたチャレンジ雇用を実施しました。令和5年度に2年目を迎える知的障害のあるチャレンジ雇用の職員に対し、くらし支援課の担当コーディネーターを設定し、連携して求職活動に向けた支援に取り組みしました。
中分類における課題	・更なる市内の障害福祉サービス事業所における就労移行支援体制の強化が必要です。 ・障害のある人を対象とした採用試験については、より受験しやすい試験となるよう、障害の特性に応じて必要な配慮等を行うとともに、他の採用試験と同様に広く周知を図る必要があります。

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和5年度			令和5年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容(具体的に)	評価・課題	
51	地域就労支援事業	○障害のある人、母子家庭の母親、中高年齢者、若者などの就労困難者、生活困窮者に対する相談をはじめ、各種講座の実施や紹介、求人情報の提供などを行います。 (1)就労相談及び生活困窮者自立支援事業を実施します。 (2)就労実現に向けた意欲喚起や能力向上のための講座、職場体験等を実施します。 (3)地域就労支援事業推進会議及びくらし再建パーソナルサポート事業連絡会を開催します。	相談者数	5,510人	4,139人	就労支援を中心とした生活再建に向けた支援を実施しました。また、必要な時に適切な支援につながるよう地域の社会資源を活用し、多分野、多機関に渡る連携体制の強化を図りました。	・生活困窮者自立支援事業を実施し、多機関による包括的な相談支援につなげるため、支援会議を活用する等関係機関の間での情報共有を行いました。 ・地域就労支援事業において、障害のある人からの相談は102件受付し、就職につながった方は16人でした。	市民協働部・くらし支援課
52	無料職業紹介事業	○市内外の事業所の求人獲得、求職者の求人事業所への紹介、各種面接会、面接対策講座などを実施しています。	就職件数	187件	177件	就労支援の出口機能として、求職者の個々の状況に応じた求人開拓を行い、的確なマッチングにつなげました。障害者合同面接会や『事業所向け障害者雇用の基礎の「き」勉強会』を開催するとともに、求職者の定着支援を行い、事業者との信頼関係の強化にも取り組みました。	9月に実施した『事業所向け障害者雇用の基礎の「き」勉強会』では、障害者雇用を検討している事業所5社7名が参加しました。10月に実施した障害者合同面接会では参加者17名のうち4名が採用に至りました。採用決定者数は決して多くないですが、参加事業所、参加者共に満足度が高い結果が得られました。	市民協働部・くらし支援課
53	障害者就労支援強化事業	○障害のある人の就労の促進を図るため、障害福祉サービス事業所及び就労を希望する障害のある人などへの支援を行います。 ○市内の就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所への専門的スキル研修、就労先企業の開拓、就労環境整備の助言など、またこれらの事業所を利用し、就労した障害のある人への就労定着支援を行います。	①就労支援強化事業登録事業者数 ②就労支援強化事業における一般就労移行者数	①30事業所 ②93人	①52事業所 ②52人	障害福祉サービス事業所及び就労を希望する障害のある人などへの支援を行いました。	障害福祉サービス事業所の活性化が進むとともに、障害のある人の福祉的就労から一般就労への移行が促進されました。 更なる市内の障害福祉サービス事業所における就労移行支援体制の強化が必要です。	福祉部・障害福祉課
54	障害者職場体験実習	○一般就労を希望する障害のある人などに就労体験の場として市役所などを提供することにより、障害のある人の就労促進における先導的役割を果たすとともに、障害のある人の就労へ円滑な移行を促進します。 ○実習生の受け入れ可能と回答のあった職場で障害のある人が業務を体験(1か月以内)する場を提供します。	①実習職場数 ②実習人数	①28か所 ②38人	①24か所 ②27人	・実習・就労体験の場として市役所等の職場を提供します。 ・受入れ時期が通年等の職場に対して受入れの少ない時期での調整や、委託先と応募率が高い業務内容を共有し、受入れ課での業務内容の工夫を行いました。 ・これまで受入れのない職場でも実施をしてもらえるよう事業の周知をし、委託先や担当課とも調整をしました。	委託先、受入れ職場と調整し、1年をおいて実習日程が偏らないようにし、実習者が応募しやすいよう業務内容等を工夫すること、また、これまで受入れのない職場でも実施をしてもらえるよう事業の周知をし、委託先や担当課とも調整を行う必要があります。	福祉部・障害福祉課

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和5年度			令和5年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容(具体的に)	評価・課題	
55	就労移行支援	○一般企業などでの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために、必要な訓練を行うことにより障害のある人の自立生活を支援します。 ○一般企業などへの移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援などを行います。	延利用人数	—	2,825人	一般企業等での就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために、一定期間、必要な訓練を行うことにより障害のある人の自立生活を支援しました。	新型コロナウイルス感染症の5類移行後も在宅支援が認められたため、在宅就労のニーズに対応できています。一般就労移行後の定着についての課題は残っています。	福祉部・障害福祉課
56	知的障害者就労支援事務	○市で雇用されている知的障害のある人が、再生紙回収、連絡便配達、印刷、事務補助などの業務に円滑に従事できるように、就労支援を行います。	従事業務件数	200件	264件	・令和5年4月より、新たに知的障害のある人1名のチャレンジ雇用を行いました。令和5年度に2年目を迎えるチャレンジ雇用の職員に対し、くらし支援課の担当コーディネーターを設定し、連携して求職活動に向けた支援に取り組みました。 ・PC入力やガラスデコパージュ等、新たな業務に挑戦し、業務依頼の開拓を行いました。	・今後、全庁的に電子化が進むことで印刷等の依頼が減少することが見込まれるため、PC作業等の新たな業務開拓が必要と考えます。 ・本人の障害特性や適性等をふまえ、郵便印刷室以外の職場への配置を検討していきます。	総務部・行政総務課
57	精神障害者チャレンジ雇用	○市で精神障害者を対象とした会計年度任用職員を雇用し、業務を行うことを通じて、企業等への就職につなげます。必要に応じて、キャリアカウンセリング、仕事紹介を行います。	民間企業等への就業移行者数	3人	3人	・令和5年4月より、新たに精神障害のある人1名のチャレンジ雇用を行いました。支援事業所や仮配属先を含め、本人と定期的な面談を実施し、業務の状況や、体調の変化について確認を行いました。	・チャレンジ雇用で採用した職員が安心して働けるよう、障害特性や病状に応じて、勤務形態の変更等、柔軟に対応する必要があります。	総務部・行政総務課
57	精神障害者チャレンジ雇用	○市で精神障害者を対象とした会計年度任用職員を雇用し、業務を行うことを通じて、企業等への就職につなげます。必要に応じて、キャリアカウンセリング、仕事紹介を行います。	民間企業等への就業移行者数	3人	3人 (累計)	障害のある人を対象とした会計年度任用職員採用選考試験(チャレンジ雇用)について、令和5年度より障害の種別によらず受験可能とし、1名採用しました。	より受験しやすい試験となるよう、障害の特性に応じて必要な配慮等を行うとともに、他の採用試験と同様に広く周知を図る必要があります。	総務部・人事課
58	採用試験事務	○障害のある人の雇用率2.5%以上を維持しさらなる向上に努めます。 ※障害者法定雇用率算定方法の改正(除外職員の縮小など)や、精神障害のある人の雇用義務化を考慮する必要があります。 ・身体障害のある人を対象とした職員採用選考試験を実施します。 ・知的障害のある人を会計年度任用職員として雇用します。また、行政総務課において、職員の日々の業務のフォローと庁内における職域開発を実施します。 ・精神障害のある人の障害特性に配慮した就労形態などについて調査研究を行い、精神障害のある人の就労の仕組みづくりに取り組みます。	障害者雇用率	2.6%以上	3.10%	市長部局における障害のある人の雇用率は3.10%でした。(全部局2.98%) 身体障害のある人を対象とした職員採用選考試験を実施し、1名採用しました。 障害のある人を対象とした会計年度任用職員採用選考試験について令和5年度より障害の種別によらず受験可能とし、5名採用しました。 さらに、障害のある人を対象とした会計年度任用職員採用選考試験(チャレンジ雇用)についても、令和5年度より障害の種別によらず受験可能とし、1名採用しました。	全部局合算の障害者雇用率において、法定雇用率を上回りました。 障害のある人を対象とした採用試験については、より受験しやすい試験となるよう、障害の特性に応じて必要な配慮等を行うとともに、他の採用試験と同様に広く周知を図る必要があります。 法定雇用率の段階的な引き上げ等により、より積極的に障害者雇用を行う必要があります。	総務部・人事課
59	就労継続支援	○一般企業などでの就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行うことにより障害のある人の自立生活を支援します。 ○通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に就労の機会を提供するとともに、生産活動、その他の活動の機会の提供を通じて、その知識・能力の向上のために必要な訓練、その他の厚生労働省令で定める便宜を供与します。	延利用人数	—	12,736人	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うことにより障害のある人の自立生活を支援しました。	新型コロナウイルス感染症の5類移行後も在宅支援が認められたため、在宅就労のニーズに対応できています。利用者の工賃向上、一般就労への移行希望者への対応等の課題について取り組む必要があります。	福祉部・障害福祉課
60	就労定着支援	○就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障害のある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人について、事業所・家族等との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行います。	延利用人数	—	1,027人	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障害のある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人について、事業所・家族等との連絡調整等を一定期間にわたり行うことにより自立生活を支援しました。	一般就労へ移行した障害のある人に対するサービスであり、更なる事業所の増加等が望まれます。	福祉部・障害福祉課

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和5年度			令和5年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容(具体的に)	評価・課題	
61	「福祉の店なかま」運営補助事業	○民間の障害福祉サービス事業所が、豊中駅の公共スペースで授産製品を展示する「福祉の店なかま」の運営を支援します。 ○「福祉の店なかま」運営委員会に、豊中駅の公共スペースを無償貸与(光熱水費・共益費は自己負担)します。 ※「福祉の店なかま」は、障害福祉サービス事業所の活動や授産製品、そこのボランティア活動を広く市民に知っていただくために、民間の障害福祉サービス事業所が協力しあう取組であり、豊中市社会福祉協議会が事務局となり、趣旨に賛同する市内の障害福祉サービス事業所が参加できるものです。	①参加団体数 ②市が指定した就労継続支援事業所の参加率(%)	②50%以上	①27事業所 ②30.8%	引き続き豊中駅の公共スペースで授産製品を展示する福祉の店「なかま」の運営を支援しました。事業所間のネットワークづくりを図るとともに、障害福祉サービス事業所及び授産製品について市民への理解を広げました。	福祉の店「なかま」の活動状況等について市民に啓発・周知する必要があります。	福祉部・障害福祉課
62	総合評価入札関連事務	○清掃警備業務委託の受注業者を決定するにあたり、価格のみによる競争入札方式による決定ではなく、女性や障害のある人などの雇用についての評価項目と価格とを総合的に勘案したうえで業者決定を行い、女性や障害のある人などの雇用機会の確保を図ります。	契約件数	5件	2件	総合評価入札を実施することにより、女性や障害のある人などの雇用機会の確保、環境への配慮や男女共同参画社会の実現など市施策の推進を図りました。	・清掃・有人警備業務委託以外の労務提供型業務委託に関して、新たな総合評価入札の評価項目の設定が必要です。 ・清掃警備委託業務は、包括施設管理委託(資産管理課執行)への移行に伴い対象案件が減少傾向です。	総務部・契約検査課
63	障害者優先調達推進法に基づく調達指針の策定と運用	○障害福祉サービス事業所等の障害者就労施設で就労する障害のある人や在宅で就業する障害のある人の経済面での自立を進めます。 ○障害者就労施設の提供する物品・サービスを豊中市において優先的に調達することを進めます。 ○障害者就労施設の提供する物品・サービスをホームページなどでまとめ、調達を促進します。 ○庁内から記念品等を授産製品に贈呈する旨の相談がある際、市内授産製品作成事業所との橋渡しを行い、実施に協力します。	①障害者就労施設等から市が調達した物品の額 ②障害者就労施設等から市が調達した役務の額	現水準以上	①2,453,020円 ②35,742,935円	・障害者施設等からの物品及び役務の調達を推進することにより、障害者施設等で働く障害のある人の経済基盤の安定につなげるようにしました。 ・ホームページ以外でも市職員が調達内容を確認できるように、庁内情報システム内に調達内容一覧を掲載しました。	調達を行う部局に限られていることや市出資法人における調達実績が少ないことから、制度のさらなる周知が必要です。	福祉部・障害福祉課
64	授産製品等あつせん販売	○民間の障害福祉サービス事業所の活動と授産製品について、市職員の理解と利用を広げます。 ○職員厚生会と協力して、民間の障害福祉サービス事業所の活動と授産製品を市職員に紹介し、購入希望者のとりまとめを行います。	売上高	—	510,220円	・職員厚生会と協力の上、授産製品の斡旋販売を行うとともに、商品の内容や魅力を職員へ知ってもらうために、周知方法を検討しました。	より多くの職員の購入に繋がるよう、事業所とともに魅力ある商品づくりに向けた取組みを進める必要があります。	福祉部・障害福祉課



一人ひとりが輝くための自立と社会参加

(3)生涯学習、文化・スポーツ活動

基本方針	生涯学習や文化・スポーツ活動を通じて、障害のある人となない人とが交流する機会を設けるとともに、障害のある人の社会参加や生きがいづくりを支援していきます。
令和5年度の特徴的な取組	・障害福祉センターひまわりについて、利用者が快適かつ安心安全に体育室の利用ができるように、2Fと3Fのバルコニー、屋上の防水工事及び体育室屋根防水工事を行いました。 ・人材育成事業である「とよなかARTSワゴン」を実施しました。小学校や老人ホーム、障害者施設を「ふれアート」というアウトリーチを通して登録アーティストを通じた音楽に触れ親しむ機会を提供しました。 ・図書館での郵送貸出を再開し、また音声デジター図書(音訳資料)を再生する機器(プレクストーク)を増強しました。
中分類における課題	・人権学習講座については、幅広い分野で開催できるよう公民館から情報提供に努める必要があります。 ・障害児チャレンジスポーツの参加者が少ないため、広報誌のみならず豊中市公式LINEなどの情報発信を行うなど更なる周知が必要です。

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和5年度			令和5年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容(具体的に)	評価・課題	
65	障害福祉センターひまわり施設運営	○障害のある人の文化と教養の向上、自立と社会参加の促進のための便宜を総合的に供与することにより、障害のある人の福祉の増進に資するため次の事業を行います。 ・貸室利用 ・障害者団体行事のためのマイクロバスの運行	貸室稼働率	50%以上	33.4%	利用者が快適かつ安心安全に体育室の利用ができるように、2Fと3Fのバルコニー、屋上の防水工事及び体育室屋根防水工事を行いました。福祉バスの利用については、障害者団体の社会参加や自立支援を行いました。	体育室の利用については、新規団体や、有料団体の登録数が、増加傾向にあります。	福祉部・障害福祉課
66	障害福祉センターひまわり講座	○在宅の障害のある人に、さまざまな情報提供を行い、自立支援・社会参加を促進することを目的に、障害のある人の自己実現を図る機会とします。	①参加実人数 ②文化系講座の延実施回数 ③スポーツ系講座の延実施回数	①4,500人 ②186回 ③144回	①2,487人 ②170回 ③167回	障害のある人の、日常生活の充実や社会参加の促進を図るため、委託事業者と連携を図りながら、検討を重ねました。	利用者の要望に応え、令和6年度4月より、利用回数を新型コロナウイルス感染症拡大前に戻しました。	福祉部・障害福祉課
67	障害者青年教室補助事業	○障害のある青年の学習機会の一つとして、障害者施設等における文化・体育教室の実施を支援します。	補助施設数(教室数)	15施設(20教室)	19施設(27教室)	障害のある青年の文化教養の向上と、生活に必要な知識、技術の習得を図りました。	障害者青年教室を開催する障害者施設等に補助金を交付し、障害のある人の文化教養の向上と生活に必要な知識、技術の習得に貢献しました。	局教・育社委員会教育課
68	公民館登録グループ支援	○障害のある人を含めたすべての市民の生涯学習活動を推進するため、自主的・継続的に社会教育活動を行う小グループを支援します。 ・中央、蛸池、庄内、千里の各公民館で実施。	地域でボランティア活動をした登録グループ数	100グループ	12グループ	手話や要約筆記などを学ぶ公民館登録グループに活動の場を提供しました。また、社会還元活動なども積極的に行っていただきました。	ボランティア活動については、障害者施設での活動のほか、学校等で手話や要約筆記を教えることで、次世代に学びを繋げていく必要があると考えます。	教育委員会公民事務局・中
69	分館活動支援	○文化祭、体育祭などの行事や公民館活動を通して、障害のある人を含めた地域のすべての人を対象に生涯学習、文化活動、仲間づくりの場としての公民館活動を支援します。	①事業実施回数 ②事業参加者数	①19,300回 ②750,000人	①344回 ②99,849人	各公民館において、体育祭・文化祭などの行事や人権学習講座・春秋講座等が実施され、市民にとって身近な地域に根差した生涯学習の場、地域住民の交流の場が広がりました。また、障害者差別解消法の施行を受け、公民館役員等への聞き取り調査をもとに「公民館事業における障害者への合理的配慮のケース別対応事例」の各公民館への周知を図りました。	人権学習講座については、幅広い分野で開催できるよう公民館から情報提供に努める必要があります。	教育委員会事務局・中央公民館
70	市民ホール指定管理事業	○文化芸術の鑑賞・参加・創造の場の提供並びに文化芸術を担う人材育成を図ります。 ・自主公演の入場料につき、障害者手帳等の提示により割引。	障害のある人の来場人数	250人	198人	・障害の有無に関わらず誰にでも楽しんでいただけるような自主事業を実施しました。 ・人材育成事業である「とよなかARTSワゴン」を実施しました。小学校や老人ホーム、障害者施設を「ふれアート」というアウトリーチを通して当館の登録アーティストを通じて音楽に触れ親しむ機会を提供しました。	自主事業は94公演行われました。「とよなかARTSワゴン」自体は5年目を迎え、その中でもアウトリーチ自体は1年間度54枠開催し、その結果令和5年度「地域創造大賞(総務大臣賞)」を受賞いたしました。	へ豊中市立市民文化ホール等指定

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和5年度			令和5年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容(具体的に)	評価・課題	
71	スポーツに親しめる環境の整備	○障害のある子どもが保護者ととともに遊具を利用した遊びをとおして、健康の増進と体力の向上を図ります。 ・千里・庄内・豊島体育館で実施。 ・トランポリン、マット、跳び箱、平均台、バランスボールなどを使用し、遊びを通して身体を動かします。	障害児チャレンジスポーツ利用者数	-	32人	対象年齢を中学生までとしていましたが、中学校卒業後も参加したいという声があり、指導者の意見や参加者数等を考慮しながら対象年齢の拡大を検討しました。	検討の結果、令和6年度から対象年齢を17歳までに拡大しました。令和5年度の参加者は32人と少ないため、広報誌のみならず豊中市公式LINEなどの情報発信を行うなど更なる周知が必要です。	都市活力部・スポーツ振興課
72	体育施設運営管理	○障害のある人の社会参加の促進のため、体育施設の個人利用料につき、障害者手帳等の提示により障害者料金の適用(本人、介助者)を行います。また、駐車料金の免除を行います。	優待利用したの延人数	-	12,370人	障害のある人が体育施設や駐車場を利用する際に、障害者料金の適用や駐車料金の免除を行いました。	引き続き、障害のある人が体育施設や駐車場を利用する際に、障害者料金の適用や駐車料金の免除を行い、利用促進に努めます。	都市活力部・スポーツ振興課
73	図書館活動・すべての人への資料提供事業	○すべての市民に知る自由を保障するため、障害のある人に対面朗読や点訳・音訳資料の提供、宅配等を行います。	録音・点字図書等の貸出冊数	1,000冊	1,522冊	郵送貸出を再開しました。また音声テキスト図書(音訳資料)を再生する機器(プレクストーク)を増強しました。	郵送貸出の再開の告知に対して数件問合せがありましたが、条件が合わず実施にいたりませんでした。必要な層に対してサービスの周知が効果的にできていないのが課題です。	教育委員会事務局・読書振興課
74	図書館を拠点とした地域・市民との協働事業	○地域社会の課題を共有し、「協働とパートナーシップに基づくまちづくり」に取り組む観点から、図書館に求められる役割を追求し、地域社会の課題解決と向上をめざします。 ・地域情報を図書館に集め、市民と協働し、さまざまな事業に取り組みます。 ○地域の文化創造に積極的に参画し、コミュニティを活性化するため、市民と協働し、さまざまな事業に取り組みます。 ・豊中市身体障害者福祉会視覚部会、音点訳ボランティア、障害福祉センターひまわりと図書館が協働・連携して行う音点訳図書選定会議をはじめ、子どもをとりまく読書環境整備の取組、しょうないREK、北摂アーカイブスなどの各事業を行うとともに、千里文化センター市民運営会議、地域教育協議会などとも連携し事業に取り組みます。	各種団体、地域の活動団体・グループとの共催・協力事業実施回数	760回	535回	音点訳図書選定会議を関係団体と連携して実施しました。その他、しょうないREKや図書館サポーター事業、北摂アーカイブスやボランティア講座などを市民と協働して実施しました。	庄内コラボセンターのリサイクル本販売やカフェの稼働率が上がり、イベントの回数が増えました。	教育委員会事務局・読書振興課

(1) 保健・医療

基本方針	障害やその原因の一つである疾病の発生予防、早期発見・早期治療・早期療育を図るとともに、障害のある人の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、関係機関と密に連携しながら、ライフステージや心身の状況に応じた保健・医療サービスなどの充実に努めていくとともに、身近な地域において保健・医療サービスを受けられる提供体制の充実を図っていきます。
令和5年度の特徴的な取組	・自殺予防を含むメンタルヘルスリテラシーの向上とネットワーク強化に向け「第2期豊中市メンタルヘルス計画」を策定しました。また、「コロナこころのケアダイヤルとよなか」を継続実施し、新型コロナウイルス感染症に関するこころの不安やストレスに対する相談支援を行いました。 ・保健所が把握した在宅で24時間人工呼吸器使用者全員に防災プランを作成し、関係機関と共有しました。新規対象者把握のため関係機関へ調査を行い、支援が必要なケースの把握を行いました。 ・災害時を想定し、医療介護専用非公開型システムを活用した安否確認訓練を患者1名に対して実施しました。
中分類における課題	・災害時の安否確認方法として、医療介護専用非公開型システムを活用できる患者を増やすことが課題です。 ・電源が必要な医療機器を使用する在宅療養難病患者等における災害時の避難入院先の確保や停電時の電源確保が課題です。

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和5年度			令和5年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容(具体的に)	評価・課題	
75	自立支援医療(更生医療)	○身体障害のある人に対し、障害の軽減や機能回復を目的とした医療処置を実施し、障害のある人の更生を促進させ、治療を公費助成することにより経済的負担の軽減を図ります。 ・障害程度を軽くしたり、残された機能を回復させることを目的として指定医療機関で手術を受ける場合、必要な医療費を補助します。	①延利用件数 ②支給総額	-	①5,026件 ②500,561,919円	補助を行うとともに、制度を適正に執行しました。	手術などを受けることにより、身体そのものの機能障害が改善・軽減され、日常生活や職業生活に適合することができるとともに、経済的負担が軽減されました。	福祉部・障害福祉課
76	自立支援医療(育成医療)	○身体に障害のある児童の福祉の向上を図るため、その費用全部または一部を負担することによって、早期治療による障害の除去ないし軽減を図り、生活能力を得ることを目的とします。 ・18歳未満の児童が指定医療機関で治療を受けることにより、入院・通院にかかる医療費の一部を公費負担します。	①延利用件数 ②支給総額	-	①67件 ②840,784円	補助を行うとともに、制度を適正に執行しました。	入院・通院にかかる医療費の一部を公費負担することにより、早期治療が図られるとともに、患者家族の経済的・精神的負担の軽減が図られました。	福祉部・障害福祉課
77	自立支援医療(精神通院)の受付	○指定医療機関での通院による精神疾病の治療に対し、治療費の一部を大阪府が公費負担するもので、市で申請を受け付けています。	①受給者数 ②支給総額	-	①8,782人 ②-	申請の受付を行いました。また、障害者福祉の手引き、市ホームページ等を通じ、制度周知を行いました。	通院にかかる医療費の一部を公費負担することにより、継続的治療及び経済的負担の軽減が図られました。	福祉部・障害福祉課
78	障害者医療費助成事業	○重度の身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人などを対象に医療費の一部を助成し、対象者の健康の保持及び福祉の増進を図ります。 ・各種医療保険の自己負担額から一部自己負担額を除く医療費を助成します。	助成額	-	767,033千円	対象者に医療費の一部を助成し、健康の保持及び福祉の増進を図りました。	中度の障害のある人なども障害者医療制度の対象に含めること、近隣府県の医療機関で受診した場合においても現物給付ができるようにすることを府に対して要望しました。	健康医療部・保険給付課
79	保険給付事業(精神・結核医療給付金)	○国民健康保険被保険者の疾病などに関して必要な給付を行い、健康の保持及び増進を図ります。 ○障害者総合支援法に規定する精神通院医療など国保条例に規定する医療を受けたときの自己負担金を助成します。	精神・結核医療給付金	-	63,889千円	障害者総合支援法に規定する精神通院医療など国保条例に規定する医療に関して必要な給付を行いました。	大阪府内の国民健康保険以外では実施されていないことが多く、府外医療機関への周知が困難です。大阪府は、当面現行制度を継続するとしていますが、すでに廃止した都道府県や組合の状況等を調査し、継続の可否について検討するとしています。	健康医療部・保険給付課
80	老人医療費助成事業	○平成30年(2018年)4月1日より福祉医療の再構築により廃止。 ただし、平成30年(2018年)3月31日時点の老人医療対象者については、平成33年(2021年)3月31日までの経過措置あり。	-	-	37千円	経過措置終了前の受診分に対して助成を行いました。	経過措置期間終了前の受診分の助成は、年々相当数減少しています。	健康医療部・保険給付課
81	障害者(児)歯科診療事業	○一般医院で治療が困難な障害のある人への歯科診療の受診環境を整備し、保健・医療分野における障害のある人に対する支援の充実を図ります。 ・(一財)豊中市医療保健センターに事業委託し、市立庄内保健センターにおいて一般医院で治療が困難な障害のある人の歯科診療を行います。(毎週水曜日14時から16時。祝日、夏期(8月14日・15日)、年末年始期間除く)	受診者数	800人	-	令和2年度をもって事業完了		健康医療部・保健安全課

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和5年度			令和5年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容(具体的に)	評価・課題	
82	精神保健福祉相談	○精神疾患の予防や精神障害のある人の早期治療の促進、必要な治療の継続、社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進を図ります。 ○精神保健福祉士、保健師、精神科医などが、保健所内・外の面接、電話、家庭訪問などで、本人・家族・支援者などからの相談に応じ、医療や福祉など各種社会資源に関する情報提供や、関係機関への紹介、ケースワークなどを行います。	相談延件数	6,500件	5,919件	市民、関係機関への相談窓口の周知を行いました。 自殺予防を含むメンタルヘルスリテラシーの向上とネットワーク強化に向け「第2期豊中市メンタルヘルス計画」を策定しました。また、「コロナこころのケアダイヤルとよなか」を継続実施し、新型コロナウイルス感染症に関するこころの不安やストレスに対する相談支援を行いました。	精神疾患の患者・家族等からの相談に応じ、ケースワーク等による相談(面接、訪問、電話等)を実施しました。「第2期豊中市メンタルヘルス計画」に基づき多機関・多職種協働で相談事業を含むメンタルヘルス対策の総合的かつ計画的な取組みが必要のため、推進していきます。新型コロナウイルス感染症が9類感染症に移行したことから「コロナこころのケアダイヤルとよなか」を令和5年度で終了し、こころの健康相談事業として対応していきます。	健康医療部・医療支援課
83	精神保健福祉講座	○各種精神疾患の初期症状や前兆に気づき、早期に適切な対処ができるよう知識の普及を図ります。 ・こころの健康づくりや各種精神障害などに関する講座などを開催し、疾病の理解や治療、対処方法などについて正しい知識の普及を行います。	受講者数	5,600人	5,320人	新型コロナウイルス感染症に留意しながらWebを活用し、「豊中市メンタルヘルス計画」実施計画に基づき多機関・多職種協働で講座などを実施しました。また精神保健福祉問題にかかる各種講座、こころの健康づくりや精神疾患の早期発見・早期治療、社会復帰のための知識の普及講座を実施しました。	「第2期豊中市メンタルヘルス計画」に基づき職員、市民や関係者のメンタルヘルスリテラシーの向上を目的に講座や研修の取組みが必要のため、推進していきます。また「とよなかこころサポートプロジェクト」の取組みとして職員、関係者、市民向け研修を実施しました。	健康医療部・医療支援課
84	難病事業	○難病患者・家族が地域で安心して療養しながら生活できるよう支援し、患者及び家族の生活の質の維持・向上を図ります。 ・難病患者及び家族への療養相談の実施や、講演会の開催、関係機関との連携により在宅療養生活の支援を行います。	相談延件数	4,300人	2,987人	・特定医療費(指定難病)支給認定申請者へ面接・電話を行い、患者のニーズを把握するとともに、医療・介護・福祉・就労の関係機関等と相互に連携し、患者のニーズに合った個別支援を行いました。 ・保健所が把握した在宅で24時間人工呼吸器使用者全員に防災プランを作成し、関係機関と共有しました。新規対象者把握のため関係機関へ調査を行い、支援が必要なケースの把握を行いました。 ・災害時を想定し、医療介護専用非公開型システムを活用した安否確認訓練を患者1名に対して実施しました。 ・難病に関する情報提供と理解促進を図るため、難病啓発の付箋を作成し、市内の大学祭で配布しました。 ・大阪北部地域神経筋難病医療ネットワーク会議の事務局を担当し、災害時の対策について議論を深めました。	・災害時の安否確認方法として、医療介護専用非公開型システムを活用できる患者を増やすことが課題です。 ・電源が必要な医療機器を使用する在宅療養難病患者等における災害時の避難入院先の確保や停電時の電源確保が課題です。 ・難病の理解促進を図るための方策を検討していく必要があります。	健康医療部・医療支援課
85	HIV抗原抗体検査	○HIV等感染者を早期に発見し、二次感染を防止するとともに、感染者の診療を早期に開始することを目的とします。 ○プライバシーに配慮し、無料匿名の血液検査、検査前後の相談面接を行います。検査の結果、陽性とわかった人には医療機関の紹介も行います。	受験者数	250人	262人	梅毒・HIVのセット検査を24回実施しました。定員35名の予約制とし、実施する際は感染症対策を十分に図るとともにプライバシーに配慮して取り組みました。HIVは1人陽性、梅毒は16人陽性でした。	目標の人数は達成しましたが、引き続き受検しやすい体制づくりの検討を行い、セット検査を実施します。	健康医療部・健康危機対策課
86	健康相談事業	○エイズや性感染症などの予防・症状・感染・治療について、医師・保健師が相談を受けます。相談者が正しい知識を持ち、不安の軽減を図るために面接・電話にて相談を受けます。	相談者数	700人	399人	エイズや性感染症などの予防や治療等について、電話や面接で相談を行い、前年度より相談者数は約150人増加しました。	引き続き電話や面接等で相談を実施し、不安の軽減を図ります。	健康医療部・健康危機対策課
87	エイズ予防対策事業	○エイズについての正しい知識の普及啓発を行います。 ・6月1日～7日:HIV検査普及週間 ・12月1日:世界エイズデー ・学校で性感染症予防教育を実施するうえでの相談・支援。	①イベント開催回数 ②参加者数	①25回 ②6,000人	①2回 ②203人	セレッソ大阪試合会場で世界エイズデーの啓発、大阪エイズウィーク2023にて啓発グッズ設置、成人式でカイト、啓発チラシの配布等を行いました。また、横断幕・ポスター掲出や保健所X(旧Twitter)、薬局デジタルサイネージ等での啓発を実施しました。おやこ保健課と協働し、学校保健会養護教諭部会研修会で包括的性教育・プレコンセプションケアの研修を実施しました。また、1校に性教育をおやこ保健課と実施しました。	今後もライフステージ毎にさまざまな手法で啓発を実施していきます。	健康医療部・健康危機対策課

(2) 自立した生活の支援

基本方針	障害のある人の心身の状況やニーズを的確に把握し、生涯を通じて一貫したきめ細かな支援ができるよう、保健・医療・福祉その他関係分野の総合的な連携のもとに生活支援施策、障害福祉サービスの一層の充実、事業所の質の向上に努めていくために、利用者が主体的に障害福祉サービスを選択できる支援を充実していくとともに、福祉サービスの質の向上及び量の確保を図っていきます。
令和5年度の特徴的な取組	・専門機関が実施する支援者研修への参加、視覚障害者用のアプリや機器などの更新・新規開発に合わせた情報収集を行い従事者のスキルアップを図りました。 ・発達障害者支援事業について、児童発達支援センターと定期的に連絡会を実施し、連携強化を図り、切れ目のない支援について検討を重ねました。 ・既存建物の活用による開設事業費補助の受付を行い、3施設に対し14床分の補助金を交付し、グループホームの整備を促進しました。
中分類における課題	・医療的ケアの必要な人に対応した短期入所など、一部の障害福祉サービスは、利用希望やニーズに対して受入事業所や定員が限られるなど、すぐに利用ができない状況にあります。 ・重度障害のある人を受け入れることができるグループホームなど、障害福祉計画に沿った施設整備を行う必要があります。 ・手話通訳・要約筆記奉仕員派遣について、市登録奉仕員数が横ばい状態であるため、新規登録者を確保する必要があります。

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和5年度			令和5年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容(具体的に)	評価・課題	
88	居宅介護	○身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人の家庭にヘルパーを派遣し、在宅生活を支援するとともに自立と社会参加を促進します。 ・居宅において、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談、助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。	実利用人数	—	1,838人	障害のある人の家庭にヘルパーを派遣することで在宅生活を支援するとともに自立と社会参加を促進しました。	継続的に障害のある人の在宅生活を支援するために、事業所及び介護人材の増加が望まれます。	福祉部・障害福祉課
89	重度訪問介護	○重度の肢体不自由者及び重度の知的・精神障害のある人で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談、助言、その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動支援などを総合的に行います。また、最重度の人で重度訪問介護を利用している人が入院した際には、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行います。	実利用人数	—	70人	重度の肢体不自由者やその他の障害のある人で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行いました。	現状のニーズには対応できていますが、突発的な利用や転出入等によるニーズの変化に対応できるサービス供給量の確保が望まれます。	福祉部・障害福祉課
90	障害者ホームヘルプサービス利用者支援措置事業	○介護保険制度の訪問介護などの利用にあたり、障害者施策によりホームヘルプサービスを利用していた低所得の障害のある人などの利用者負担について軽減措置を講じることによりサービスの継続的な利用の促進を図ります。	件数	—	0件	対象者からの申込みはありませんでした。	継続した事業周知が必要です。	福祉部・長寿安心課
91	訪問入浴サービス事業	○家庭のみでは入浴が困難な重度障害のある人に対し、必要な設備などを提供し、保健衛生の向上と福祉の増進を図ります。 ・重度身体障害のある人の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。	①実利用人数 ②延利用回数	—	①21人 ②1,344回	家庭のみでは入浴が困難な重度障害のある人に対し、必要な設備等を提供し、保健衛生の向上と福祉の増進を図りました。	現状のニーズには対応できていますが、突発的な利用や転出入等によるニーズの変化に対応できるサービス供給量の確保が望まれます。	福祉部・障害福祉課
92	施設入浴サービス事業	○家族のみでは入浴が困難な重度障害のある人に対し、必要な設備などを提供し、保健衛生の向上と福祉の増進を図ります。 ・入浴設備での入浴の介護を行います。	①実利用人数 ②延利用回数	—	①14人 ②670回	家族のみでは入浴が困難な重度障害のある人に対し、必要な設備等を提供し、保健衛生の向上と福祉の増進を図り、日常生活に不可欠なものという認識のもと、安全に提供しました。施設入浴を希望される方の提供時間や回数などのニーズを聞きながら、柔軟に対応できるよう調整を行い、実施しました。	より多くの入浴困難な重度障害のある人に安心安全な介護をめざします。	福祉部・障害福祉課
93	在宅給食サービス事業	○食の確保が困難な在宅の障害のある人に対して、栄養バランスの取れた食事を定期的に提供し、健康維持や疾病予防を図るとともに、配食時に安否確認を実施し、地域で安心して暮らせるよう食の自立を支援します。	給付決定人数	—	令和4年度末にて事業終了			福祉部・障害福祉課

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和5年度			令和5年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容(具体的に)	評価・課題	
94	発達障害者支援事業	○主として発達障害に起因する日常生活上の問題に対して医療リハ職、社会福祉職等の専門職が支援することによって、発達障害者の福祉の向上を図ります。身近な地域で専門職からの相談・支援が受けられる体制の充実を図るとともに、特にひきこもり等に対してはアウトリーチや他機関と重層的な連携を図ることで切れ目のない支援を行っています。	支援延件数	360件	331件	・発達障害に起因して日常生活に問題を抱える本人及び家族に対して、作業療法士および社会福祉職の専門職が個別に支援しました。 ・児童発達支援センターと定期的に連絡会を実施し、連携強化を図り、切れ目のない支援について検討を重ねました。 ・オンデマンド配信にて市民講座を実施し、成人期の発達障害について啓発しました。	・継続支援を要するケースでは、ひきこもり状態で支援が長期化するケースが多いです。 ・障害者相談支援センターとの役割分担や連携が進み、協働するケースが増えています。 ・相談内容の多様化・複雑化により、円滑な多機関連携の手法や、支援者側への支援が課題です。 ・専門職の安定した配置とスキルの確保が課題です。 ・市民講座の申込状況より、発達障害に関心のある方が増えている印象です。より理解が深まるように、啓発の取組みは継続が必要です。	福祉部・障害福祉課
95	機能回復訓練	○心身の障害によって生活機能が低下あるいはその恐れがある者に対して、社会的機能訓練を行うとともに、介護者を含めて家庭で継続して行える訓練方法の指導および助言を行います。 ・個別、集団訓練、および指導を行います。対象者及び介護者に対する助言を専門職が行います。	①利用人数 ②利用延回数	①25人 ②200回	①66人 ②354回	生活機能が低下あるいはその恐れがある人に訓練を実施しました。また、支援者も含めて家庭で継続して行える訓練方法の指導及び相談を行い、日常生活動作の維持・向上を促進しました。生活介護事業所などを訪問し、本人並びに支援者からの相談に対する助言や訓練を行いました。	通所訓練以外に日中活動の場に出向き、訓練指導や助言を行うことが出来ました。利用人数、回数は目標値を達成しました。 切れめなく支援を行なうため、児童発達支援センター並びに障害者相談支援センターと連携した取組みを継続していきます。	福祉部・障害福祉課
96	歩行訓練	○視覚障害のある人に歩行訓練及び日常生活訓練を行うことにより、自立支援・社会参加の促進を図ります。 ・訓練は週2回以内、3時間単位、期間6か月以内。	歩行訓練延回数	250回	64回	専門機関が実施する支援者研修への参加、視覚障害者用のアプリや機器などの更新・新規開発に合わせた情報収集を行い従事者のスキルアップを図りました。視覚障害のある人に対し、白杖の使い方や歩行指導、ICT機器利用、日常生活の相談支援などを行いました。	訓練までには至らないが歩行や日常生活での相談は増えています。またスマートフォンなどICT機器の相談が増加し続けており、対応できる相談並び訓練体制が求められます。	福祉部・障害福祉課
97	障害者外出支援サービス事業	○一般の交通手段を利用することが困難な障害のある人の移動を支援し、福祉の増進を図ります。 ○対象者のうち希望する人をあらかじめ登録し、市内や隣接市等への移動を自動車で支援します。	①登録者数 ②利用回数	—	①579人 ②2,629回	一般の交通手段を利用することが困難な障害のある人の移動を支援し、福祉の増進を図りました。 対象者のうち希望する人をあらかじめ登録し、市内や隣接市等への移動を自動車で支援しました。	一般の交通手段を利用することが困難な障害のある人の外出を支援し、社会参加を援助しました。	福祉部・障害福祉課
98	行動援護	○行動上著しい困難を有する障害のある人などの外出の機会を確保します。 ○対象となる障害のある人などが行動する時に、危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事などの介護を行います。	延利用人数	—	347人	行動上著しい困難を有する常時介護を要する人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行いました。	行動援護従事者の増加が望まれます。	福祉部・障害福祉課
99	同行援護	○視覚障害により移動に著しい困難を有する障害のある人などが外出する時に、障害のある人などに同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他、障害のある人などが外出する際の必要な援助を行います。	延利用者数	—	2,137人	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人等について同行援護を行うことにより社会参加等について必要な支援を行いました。	同行援護従事者の増加が望まれます。	福祉部・障害福祉課
100	移動支援	○社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援し、障害のある人などの地域における自立生活及び社会参加を促進します。	延利用人数	—	13,075人	障害のある人にガイドヘルパーを派遣し、自立と社会参加を促進しました。	障害のある人の社会参加や余暇活動等のためのサービスであるため、年々ニーズは高まっており、利用者のニーズに対応するための事業所数が確保されている必要があります。	福祉部・障害福祉課
101	豊中市役所自動車駐車場使用料割引	○障害のある人の社会参加の促進のため、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、その他市長がこれらの人に準ずると認められる人が運転または同乗している自動車を駐車させる時に使用料の割引を行います。	障害者手帳による減免件数	—	—	駐車場を運営する名鉄協商株式会社が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人に対して割引を行いました。	駐車場運営事業者が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(ミライID可)の交付を受けている人等に対して引き続き割引(開庁日は全額・閉庁日は半額)を行います。	総務部・行政総務課
102	生活介護	○常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。	延利用人数	—	15,928人	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供することができました。	利用希望やニーズに対して受入事業所や定員に限られるなど、すぐに利用ができない状況にあります。特に医療的ケアに対応できる事業所の増加が望まれます。	福祉部・障害福祉課

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和5年度			令和5年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容(具体的に)	評価・課題	
103	療養介護	○医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活上の世話を行い、利用者の福祉の増進を図ります。 ・医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の相談支援などを行います。	実利用人数	—	50人	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話を行うことにより福祉及び医療の増進を図ることができました。	利用希望に対して受入事業所が不足している状態ですが、指定要件のハードルが高いため、対応できる事業者の参入が望まれます。	福祉部・障害福祉課
104	自立訓練	○地域生活を希望する人が、自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう支援します。 ・障害のある人の身体機能、生活能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を行います。	延利用人数	—	771人	一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うことにより自立した日常生活又は社会生活ができるようになりました。	事業所数が少なく、また、機能訓練については事業所がなく、ニーズに対応するため新たな事業者の参入が望まれます。	福祉部・障害福祉課
105	自立生活援助	○障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある人でひとり暮らしを希望する人等について、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応を行うことで、本人の意思を尊重した地域生活を支援します。	延利用人数	—	62人	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある人でひとり暮らしを希望する人等について、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応を行うことで、本人の意思を尊重した地域生活を支援しました。	支援を必要とする人のニーズに対応するため、更なる事業所の増加等が望まれます。	福祉部・障害福祉課
106	短期入所	○障害のある人が居宅において介護を受けることが一時的に困難となった場合に、施設に短期間の入所をさせ、障害のある人やその家族の福祉の向上を図ります。 ・障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の支援を行います。	延利用人数	—	4,839人	障害のある人が居宅において介護を受けることが一時的に困難となった場合に、短期入所することにより、障害のある人及びその家族の福祉の向上を図りました。	突発的な利用希望に対応できる事業所や医療的ケアのある利用者に対応できる事業所が少ないため、様々なニーズに対応できる事業者の増加が望まれます。	福祉部・障害福祉課
107	短期入所緊急利用事業	○身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人が居宅において介護を受けることが一時的に困難となった場合に、短期入所することにより、障害のある人やその家族の福祉の向上を図ります。 ・自立支援給付の短期入所とは別に、豊中市が民間事業所の空床を1床確保し、家族の急な疾病などの緊急時の利用に対応します。	延利用人数	—	—	令和元年度をもって事業完了	—	福祉部・障害福祉課
108	日中一時支援	○障害のある人などの日中における活動の場、障害のある人などの家族の就労支援、障害のある人などを日常的に介護している家族の一時的な休息を確保します。 ・日中、障害のある人などに活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行います。	延利用人数	—	584人	障害のある人等の日中における活動の場を確保し、障害のある人等の家族の就労支援及び障害のある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図りました。	放課後等デイサービスのサービス供給量の増加に伴い、実績は増減傾向にありますが、18歳以上の障害のある人の日中の居場所として一定のサービス供給量が確保されている必要があります。	福祉部・障害福祉課
109	地域活動支援センター事業	○障害者生活支援については、在宅の障害のある人に対し在宅福祉サービスの利用援助、社会参加の活用や社会生活を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談、情報の提供を総合的に行うことにより障害のある人やその家族の地域における生活を支援し、在宅の障害のある人の自立と社会参加の促進を図ります。 ○地域活動支援センター事業については、地域で生活する障害のある人の日常生活の支援、日常的な相談への対応や地域交流活動などを行うことにより障害のある人の社会復帰と自立、社会参加を図ります。	①相談支援型 延利用回数 ②活動支援型 延利用回数	①10,000回 ②200回	①11,798回 ②181回	地域で生活する障害のある人の自立と社会参加の促進、地域で生活する障害のある人の日常生活の支援、日常的な相談への対応や地域交流活動等を行いました。	障害のある人の社会復帰、自立と社会参加を図ることができました。引き続き障害のある人の社会参加のため、利用促進を図る必要があります。	福祉部・障害福祉課
110	たちばな園施設運営	○たちばな園の利用者に安全・快適な日中活動の場を提供します。 ・個別支援計画を作成し、それに基づいて利用者に日中活動支援、送迎バス内での支援、看護師による日常的な健康管理、医師による定期的な健康管理を提供します。 また、必要に応じて家族との連絡・相談支援を行います。	①登録者数 ②月平均利用者数	②30人	—	たちばな園条例廃止	—	福祉部・障害福祉課
111	補装具	○身体障害のある人に対して補装具を交付及び修理することにより、身体障害のある人の身体上の障害を補います。 ・交付申請を受け、補装具費用などを支給します。	交付及び修理件数	—	633件	補装具費を適切に支給しました。	障害のある人が補装具の支給を受けて、活動や行動範囲が広がって社会参加につながりました。	福祉部・障害福祉課

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和5年度			令和5年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容(具体的に)	評価・課題	
112	日常生活用具	○在宅の障害のある人や難病患者などに対し、それぞれの障害に応じて日常生活を容易にするため、蓄便袋や蓄尿袋、特殊寝台などの日常生活用具の給付(一部貸与)を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。	①日常生活用具給付件数 ②小児慢性特定疾患日常生活用具給付件数	—	①9,426件 ②0件	在宅障害者等の日常生活の便宜が図られるよう、日常生活用具給付費を適切に支給しました。	日常生活用具を給付等することにより、在宅障害者等の日常生活の便宜が図られました。	福祉部・障害福祉課
113	難聴児補聴器	○身体障害者手帳の交付の対象とならない補聴器の購入に要する費用の一部を補助するとともに、その検査に要した費用を支給します。	交付件数	—	9件	難聴児の補聴器の交付・修理を適切に支給しました。	軽度・中等度の難聴児の言語習得や教育等における健全な発達を支援し、福祉の向上を図りました。	福祉部・障害福祉課
114	福祉電話・ファックス貸与	○福祉電話：身体障害のある人に対して、電話料金の一部を助成することで、経済的負担の軽減とコミュニケーション、緊急連絡の手段としての電話の保有、維持を図ります。 ・難聴者や外出困難な在宅の身体障害のある人に対して、福祉電話を貸与し、使用料(基本料金)の負担を行います。 ○ファックス：重度の聴覚障害のある人にファックスを貸与し、市と聴覚障害のある人との意思疎通を図るとともに、情報の収集、緊急時の相互連絡など社会生活におけるコミュニケーションの円滑化を図ります。	①福祉電話貸与台数 ②ファックス貸与台数	—	①14台 ②0台	ファックス貸与については、日常生活用具の給付に切り替えたため、福祉電話のみ貸与を行いました。	福祉電話を貸与することで市や社会との通信手段を確保し、安心できる生活環境の整備を図りました。	福祉部・障害福祉課
115	施設入所支援	○施設入所者の福祉の増進を図ります。 ・夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつなどの介護や日常生活上の相談支援などを行います。(自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます。)	実利用人数	—	238人	地域生活を営むのが困難な障害のある人に対して福祉の増進を図りました。	利用希望に対して、受入事業所が待機状態であり、すぐに利用ができない状況です。一方、地域移行を進め、施設入所者を減らしていくという全国的な流れがあり、ニーズとのバランスをみていく必要があります。	福祉部・障害福祉課
116	障害者福祉施設整備補助	○社会福祉法人などが行う新規の施設整備や既存施設のスプリンクラー、自動火災報知機、防犯設備整備に要する費用の一部を補助することにより、施設利用者などの福祉の向上を図ります。 ・社会福祉施設の整備にかかる事前協議に基づき、市として審査を行い、国に対して協議を行います。 ・原則として、国庫基準額に対し国庫負担が2分の1、中核市負担が4分の1、事業所負担が4分の1です。	助成施設数	—	0施設	事業所へのメールや市ホームページで周知を行いました。申請がありませんでした。	重度障害のある人を受け入れることができるグループホームなど、障害福祉計画に沿った施設整備を行う必要があります。	福祉部・障害福祉課
117	共同生活援助	○地域での生活を望む障害のある人に対し、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助などを行うことにより、障害のある人の自立生活を支援します。	実利用人数	—	552人	地域での生活を望む障害のある人に対し、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助等を行うことにより、障害のある人の自立生活を支援しました。	利用ニーズに対応するためのグループホームの確保、設置推進、空き状況等の情報集中化のほか、支援の質の向上等の課題があります。	福祉部・障害福祉課
118	グループホーム開設助成	○市内にグループホームを開設しようとする事業者に対し、利用定員ごとに定めた補助基本額(備品購入費、改修工事費などを含む)を助成することにより、グループホームの設置を促し、障害のある人の地域移行の促進を図ります。	開設助成による増加床数	17床	14床	・既存建物の活用による開設事業費補助の受付を行い、3施設に対し14床分の補助金を交付しました。	開設事業費を補助することにより、グループホームの整備が促進できました。	福祉部・障害福祉課
119	重度障害者入院時コミュニケーション等支援事業	○重度の障害のため、意思疎通に支援が必要な人が医療機関に入院した際に、本人との意思疎通に熟達した人を「コミュニケーション支援員」として派遣することにより、安心して医療を受けられる環境を整えます。	延利用人数	—	3人	重度の障害のため、意思疎通に支援の必要の人が医療機関に入院した際に、本人との意思疎通に熟達した人を「コミュニケーション支援員」として派遣することにより、安心して医療を受けられる環境を整えました。	コミュニケーション支援を通じて、医療を適切に受けることができるよう、支援しました。	福祉部・障害福祉課

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和5年度			令和5年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容(具体的に)	評価・課題	
120	奉仕員養成研修事業	○障害のある人の社会参加・日常生活支援を目的としたボランティア団体などの支援者を養成し、障害のある人の福祉の向上を図ります。 ・手話・点字・要約筆記・音訳などのボランティア養成講習会の実施、及びボランティア団体の活動支援	受講者数/年	90人	78人	奉仕員活動に必要な基礎的技術・知識を身につける連続講座を実施しました。修了した受講者には地域のボランティア団体を紹介し、今後の活動へのきっかけづくりをしました。 また、より多くの市民が気軽に手話や点字にふれる機会となるよう、体験教室を実施しました。	奉仕員養成講習会を通じて、市民が障害への理解を深め、支援の技術・知識を身につける機会となりました。また、ボランティア団体の紹介は、奉仕員活動へのきっかけづくりとなりました。 手話や点字の体験教室は、手話への興味関心を高め、奉仕員を目指す動機づけの機会となりました。	福祉部・障害福祉課
121	手話通訳・要約筆記奉仕員派遣	○聴覚障害のある人などの社会参加を支援するため、手話技術などを修得した手話通訳・要約筆記奉仕員を派遣し、聴覚障害のある人などの家庭生活・社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行います。 ・事前登録した聴覚障害のある人などからの申し込みにより手話通訳・要約筆記奉仕員を派遣します。 ○緊急時の支援をするため、手話技術などを修得した通訳者を消防局との連携により、医療機関に派遣し、医師などとの意思疎通を円滑に行います。 ・緊急時派遣は、事前に登録した人が消防局に救急車依頼をした場合、病院に通訳者を派遣します。	①派遣奉仕員登録数 ②派遣延回数 (緊急時派遣含む)	①45人 ②480回	①40人 ②474回	手話通訳者・要約筆記者を派遣することで聴覚障害のある人の社会参加、自立支援を促進しました。 緊急時通訳者派遣は1件でした。	市登録奉仕員数が横ばい状態であるため、新規登録者を確保する必要があります。	福祉部・障害福祉課
122	手話通訳	○手話通訳者を設置し、聴覚障害のある人とのコミュニケーションを円滑に行います。 ・福祉センター事業全般における通訳、生活などの総合相談の通訳・相談。 ○手話通訳者を設置し、聴覚障害のある人とのコミュニケーションを円滑に行います。	手話通訳・相談回数	500回	212回	手話通訳者を設置し、聴覚障害者福祉指導員と連携しながら、福祉相談や生活相談に応じました。必要な相談者にはケアマネジャー等関係機関やサービスにつなぎ、連携しながら相談支援を実施しました。	相談者が望む地域での生活が継続できるよう、必要な機関へのつなぎやサービス導入の提案など、先を見据えた相談支援が必要です。	福祉部・障害福祉課
123	「障害者福祉の手引き」の発行	○障害のある人が利用できる各種制度と相談窓口や社会資源についてまとめた冊子を発行します。内容を充実させるとともに、情報に変更があれば迅速に反映し、わかりやすく伝えます。 ・障害のある人が利用できる各種制度とその相談窓口をわかりやすく案内し、その他活用可能な社会資源を紹介する冊子。障害のある人が気軽に手に取ることができ、なおかつ新しい情報を迅速に反映することをめざします。	-	-	-	わかりやすい「障害者福祉の手引き」の作成に取り組みしました。	令和5年度版「障害者福祉の手引き」を発行しました。	福祉部・障害福祉課
124	身体障害者手帳	○身体に障害のある人に対して、その人の状態に応じた障害等級を認定し、身体障害者手帳を交付します。また、診断書料を支給することにより、申請者の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図ります(市民税非課税世帯に限ります)。	身体障害者手帳所持者数	-	13,879人	手帳の交付を行いました。 また、障害者福祉の手引き、市ホームページ等を通じ、制度周知を行いました。	手帳を取得することにより、障害福祉サービスをはじめ、医療費や補装具・日常生活用具費等の必要となる費用の軽減などの援護が受けられ、福祉の増進に寄与しました。	福祉部・障害福祉課
125	精神障害者保健福祉手帳	○精神障害のある人に対して、その人の状態に応じた障害等級を認定し、精神障害者保健福祉手帳を交付します。	精神障害者保健福祉手帳交付件数	-	3,259人	手帳の交付を行いました。 また、障害者福祉の手引き、市ホームページ等を通じ、制度周知を行いました。	手帳を取得することにより、障害福祉サービスをはじめ、必要な援護が受けられ、福祉の増進に寄与しました。	福祉部・障害福祉課
126	療育手帳の受付	○療育手帳の申請を受け付け、大阪府に進達し、手帳の交付などを行います。	療育手帳所持者数	-	3,842人	手帳申請を受け付け、交付などを行いました。 また、障害者福祉の手引き、市ホームページ等を通じ、制度周知を行いました。	障害のある人が手帳を取得することにより、障害福祉サービスをはじめ、交通費等の割引が必要となる費用の軽減などの援護が受けられ、福祉の増進に寄与しました。	福祉部・障害福祉課
127	高額障害福祉サービス	○同一世帯に障害福祉サービス利用者が複数いる場合などに、世帯の負担を軽減する観点から、償還払い方式により世帯における利用者負担を世帯の負担月額負担上限額まで軽減を図ります。	実利用人数	-	70人	対象世帯の利用者負担を負担上限月額まで軽減することにより、福祉の増進を図りました。	引き続き制度の周知を図る必要があります。	福祉部・障害福祉課
128	福祉手当	○重度の障害のある人を経済的に支援するため、特別児童扶養手当などの支給に関する法律などに基づき、重度の在宅の障害のある人に支給します。	①特別障害者手当受給者数 ②障害児福祉手当受給者数 ③経過福祉手当受給者数 ④特別児童扶養手当受給者数	-	①499人 ②195人 ③11人 ④715人	各手当を適切に支給しました。 また、障害者福祉の手引き、広報、市ホームページ等を通じ、制度周知を行いました。	手当を給付することにより、就労が困難な障害のある人やその保護者にとって、生活安定の一助となりました。	福祉部・障害福祉課

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和5年度			令和5年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容(具体的に)	評価・課題	
129	外国人障害福祉金	○障害基礎年金などを受けることのできない重度の心身障害のある人に対し、在日外国人障害者福祉金を支給し、福祉の増進を図ります。 ・国民年金制度の改正が行われた昭和57年(1982年)1月1日以前に20歳に達していた外国人で障害基礎年金などを受けることのできない重度の心身障害のある人に対し、在日外国人障害者福祉金を支給します。	受給者数	—	1人	手当を適切に支給しました。	在日の外国人で障害のある人の経済的な保障に貢献しました。	福祉部・障害福祉課
130	特定障害者特別給付費	○指定障害者支援施設など、また共同生活住居における食事の提供に要した費用、居住に要した費用について、特定障害者特別給付費を支給します。 ・低所得者にかかる施設などにおける食費や居住に要する費用について特定障害者特別給付費を支給し、利用者の負担を軽減します。	①給付件数(入所) ②給付件数(グループホーム)	—	①197件 ②473件	低所得者に係る施設等における食費や居住に要する費用(食費・光熱水費)について特定障害者特別給付費を支給し、負担軽減を行いました。 障害のある人について生活困窮者が多数いるという現状からグループホームの家賃補助を行うことにより、入所施設、精神科病院等からの地域移行及び地域定着について経済的支援を進めました。	世間一般の実勢と乖離がないように単価が設定されるとともに、利用者・事業者・行政の間で正しい請求・給付が行われる必要があります。	福祉部・障害福祉課
131	在宅重度障害者介護料支給事業	○在宅の重度障害のある人にかかる介護料を支給することによって在宅生活の維持を図ります。 ・生活保護の適用を受けている重度障害のある人が在宅で他人の介護を要する場合に月額13,000円を支給します。	対象世帯	—	3世帯	地区担当員が定期的に家庭訪問を行い、在宅生活が維持されているか生活状況を把握し、介護料を支給しました。	在宅重度障害者にかかる介護料を支給することによって施設生活に移行することなく、住み慣れた地域での在宅生活の維持を図りました。 対象者が65歳に到達した際には介護保険制度と障害福祉サービスの併用および本事業を活用し、在宅生活の維持のために生活状況を把握し、関係機関と連携する必要があります。	福祉部・福祉事務所
132	介護給付費等支給審査会	○障害支援区分の審査判定業務を行うとともに、意見を聞き、支給要否を決定します。 ・委員数は25名以内。 5合議体。	①審査会開催回数 ②審査判定件数	—	①65回 ②1,352件	障害支援区分の審査判定業務を行うとともに、介護給付費等の支給について意見を聞き、支給要否を決定しました。	オンラインと対面を組み合わせたハイブリッド方式により審査会を開催しました。	福祉部・障害課
133	介護保険料の減免	○身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B1、精神障害者保健福祉手帳1・2級、難病患者に対し、介護保険料の減免を行い(所得制限あり)、経済的負担の軽減を図ります。	減免者数	—	1,614人	身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B1、精神障害者保健福祉手帳1・2級、難病患者に対し、介護保険料の減免を行い(所得制限あり)、経済的負担の軽減を図りました。	保険料水準の上昇に伴う低所得者対策強化や増大する介護費用の公平負担といった観点からの対策が必要です。	健康医療部・保険相談課
134	国民年金事業	○すべての国民を対象に老齢、障害または死亡に必要給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的とします。 ・国民年金対象者の加入・喪失に係る手続き ・年金請求の受付のほか、年金相談業務を行います。	①相談件数 ②請求者件数	—	①15,867件 ②260件	国民年金法および政令等の定めに基づき、法定受託事務を適正に執行し、国民年金制度の目的を達成するために必要な役割を果たしました。	年金事務所との迅速で密な連絡調整が必要です。	健康医療部・保険相談課
135	国民健康保険料の減免	○身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B1、精神障害者保健福祉手帳1・2級、難病患者に対し、国民健康保険料の減免を行い(所得制限あり)、経済的負担の軽減を図ります。	減免者数	—	2,418件	身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B1、精神障害者保健福祉手帳1・2級、難病患者に対し、国民健康保険料の減免を行い(所得制限あり)、経済的負担の軽減を図りました。	国保広域化に伴い、減免についても府内基準に統一されたため、令和5年度をもって当該事業は終了しました。	健康医療部・保険相談課
136	事業所指定	○障害福祉サービスの提供を行う事業所などの指定(更新を含む)を行います。	事業所数	—	651事業所	事業所の指定を適切に行うことにより、事業所の適正な運営を図りました。	指定にあたっては、建築基準法や消防法等の他法令も守られていることが求められます。	福祉部・障害福祉課
137	事業所指導・監査	○指定障害福祉サービス事業所などの指導・監査を通じて、サービス提供の質を確保していきます。	実地指導実施事業所数	120事業所	139事業所	・障害福祉サービス事業者や障害児支援事業者等に対し、障害福祉サービス制度の理解や不正防止等を目的として、集団指導や事業者連絡会で留意事項を周知しました。 ・実地指導を通じて、サービス提供体制の安定確保を図りました。	・実地指導や監査には幅広い分野の知識が求められることから、担当職員の知識及び技能の向上が必要です。 ・国の通知等に対応しながら、指導業務における実施手法のさらなる効率化を検討する必要があります。 ・引き続き、虐待防止や身体拘束等の適正化、非常災害対策や業務継続に向けた取組みの強化、感染症対策の強化など、社会情勢に柔軟に対応しながら、指導業務を実施する必要があります。	福祉部・福祉指導監査課

(3)生活環境

基本方針	障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしたい、という意思が実現できる地域づくり・まちづくりを進めるため、住宅や公共施設、道路、公共交通機関などの環境整備を進め、福祉のまちづくりの普及・促進を図り、計画的な道路交通環境や公共交通機関、公園などの整備とともに、住宅のバリアフリー化や障害のある人などの住宅確保要配慮者への支援を行っていきます。 また、障害のある人の暮らしに役立つ情報や各種支援制度・サービスの利用に関する情報をより多様な媒体を通じて提供していくために、市発信情報のバリアフリー化を推進していくとともに、だれもが利用しやすい市ホームページ等での情報提供を行っていきます。
令和5年度の特徴的な取組	・駅周辺地区のバリアフリー情報を収集・調査し、既存のバリアフリーマップの見直しを行いました。 ・バス事業者との協議により、市内を走行するバス車両のうち、新たに購入する車両をノンステップバスとし、利便性向上および利用促進を図りました。 ・豊中市第六次障害者長期計画、第7期豊中市障害福祉計画・第3期豊中市障害児福祉計画策定に係るパブリックコメントの案内を手話動画・字幕付の動画による発信をするなど、文字以外でも情報を取得できるような情報発信をしました。
中分類における課題	・「移動円滑化の促進に関する基本方針」が示すノンステップ導入率の努力目標「令和7年度末までに80%」に向けて、バス事業者との取組みが必要で す。 ・市発信情報バリアフリー化ガイドラインの運用について、継続して周知することが必要です。

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和5年度			令和5年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容(具体的に)	評価・課題	
138	バリアフリー化の推進	○高齢者・障害のある人などあらゆる人が社会活動に参加できるよう、公共に関するバリアフリー化の円滑な事業進捗を図るため実施します。 ・市のバリアフリー化全般について市民の意見を聞き、また交通など他の事業者の事業についての状況把握と協議を行うため、「豊中市バリアフリー推進協議会」を運営します。 ・だれもが安全で利用しやすい施設設置をするため、事業者の希望により障害のある人のチェックを受け、その意見を参考として工事を実施することを目的とした豊中市独自のチェックシステムの運営を図ります。	バリアフリー 推進協議会開 催回数	9回	2回	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく移動等円滑化促進方針及び基本構想についての重要事項を調査審議しました。 駅周辺地区のバリアフリー情報を収集・調査し、既存のバリアフリーマップの見直しを行いました。	バリアフリーマスタープラン(移動等円滑化促進方針)に明記されている関連事業の進捗管理方法を新たに検討する必要があります。 バリアフリー施策の推進に全庁的な体制の構築が重要です。	都市基盤部・基盤整備課
139	住居地区バリアフリー整備	○市全域のバリアフリー化を図るため、住居地区の生活道路のバリアフリー整備を進め、だれもが安全で便利に移動できるようにします。 ・生活道路などのバリアフリー整備を計画的かつ効果的に実施するため、地区単位で市民意見を反映しながら計画、設計、工事を順次進めます。 ・5～6小学校区単位で地区を設定し、平成32年度(2020年度)までに市全域の事業を完了する予定です。	整備地区数	8地区	-	令和2年度をもって事業完了	-	都市基盤部・基盤整備課
140	歩道改良整備	○歩道の「狭い」、「勾配がきつい」、「段差・凹凸がある」などの問題に対処し、安全で快適な歩行空間を形成します。 ・『歩道改良実施計画(改訂版)』に基づき、市内の主要な道路において計画的、効果的に歩道改良整備を実施します。	整備延長	11,765メートル	489メートル	以下に示す路線の歩道を改良し、安全で快適な歩行空間を形成しました。 ・平塚熊野田線 ・庄内南1号線(1工区) ・阪急西側南線(4-1工区)	『歩道改良実施計画(令和3年度改訂版)』の着実な進捗を図るため、財源の確保と経済的で効果的な改良手法の実施が必要です。	都市基盤部・整備課
141	公園安全安心対策事業	○既に整備された都市公園などの総合的な機能保全・向上を目的とした、子どもや高齢者をはじめ、だれもが安全で安心して利用できる既設都市公園などの整備を推進します。 ・既存の都市公園などにおける都市公園移動等円滑化基準への適合整備(バリアフリー化)と、老朽化した公園施設の改築・更新を実施します。	公園のバリアフリー化件数	5力年で25箇所	8公園	都市公園における移動円滑化基準への適合工事(バリアフリー化)と施設の改築・更新工事を実施しました。この結果、8箇所の公園において、バリアフリー化整備を行いました。	出入口等一部改修を行うことで基準適合整備を行いました。市内における公園のバリアフリー化は現況公園の形態を大きく変える規模の工事が必要となるものもあり、その選定が課題です。	環境部・推進課 公園みど
142	ノンステップバス導入の推進	○だれもが安全で便利に移動できる、ノンステップバスの導入を促進し、バス移動の利便性向上や利用促進を図ります。	導入率	-	78.2%	バス事業者との協議により、市内を走行するバス車両のうち、新たに購入する車両をノンステップバスとし、利便性向上および利用促進を図りました。	「移動円滑化の促進に関する基本方針」が示す導入率の努力目標「令和7年度末までに80%」に向けて、バス事業者との取組みが必要です。	都市基盤部・交通政策課
143	介護保険住宅改修費支給	○介護が必要な状態になったときに、自宅で自立した生活ができるよう住宅環境を整えます。 ・介護認定を受けている方が、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を行う際に、事前申請によって利用額(限度額20万円)の9割、8割または7割を支給します。	①介護予防住宅改修費 ②居宅介護住宅改修費	-	①45,735千円 ②58,573千円	被保険者の要介護状態又は要支援状態に応じ、必要な保険給付を行いました。	対象者の身体状況等によって必要な改修が異なり、申請内容が多様で複雑であるため、受付及び審査に伴う負担が大きく業務の改善が必要です。	健康医療部・保険課
144	住宅改造助成	○身体障害のある人の自立と福祉の増進を図るため、日常生活の基盤となる住宅の改造を促進し、生活の利便性を図ります。 ・便所、浴室、玄関、廊下、階段、台所、居室などの改造に要する経費の助成を行います。	助成件数	24件	8件	申請の受付を行いました。 また、障害者福祉の手引き、市ホームページ等を通じ、制度周知を行いました。	障害のある人が生活しやすい住宅になり、障害のある人自身の自立や家族の介護負担軽減、生活の利便性向上に貢献しました。	福祉部・福祉課 障害福祉
145	市営住宅施設管理	○安心・安全な居住空間を維持するため、市営住宅施設の適切な維持管理、居住性が低下した住宅の改修や補修により、ユニバーサルデザインやバリアフリー化の推進を図ります。	バリアフリー改修(手すりの設置、段差の解消)を行った住戸数	-	18戸	市営住宅の適切な維持管理、居住性が低下した住宅の改修や補修により、ユニバーサルデザインやバリアフリー化の推進を図りました。	築年数が経過している階段室型の住宅が多いことが課題です。 市営住宅の躯体にかかる維持修繕については、予算の範囲内で緊急性の高い工事から順次行っています。	都市計画課 住宅推進

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和5年度			令和5年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容(具体的に)	評価・課題	
146	シルバーハウジング 生活援助員派遣事業	○障害のある人が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、在宅支援サービスが整った住居を提供します。 ○シルバーハウジング(高齢者向け公営住宅)に居住する障害のある人に対し、生活援助員などによるサービスを提供します。 ・生活援助員をシルバーハウジングに派遣し、安否の確認、生活相談、生活関連情報の提供を行います。 ・緊急の場合、入居者が緊急通報装置のボタンを押せば、生活援助員が受信し、応急の対応や関係機関への連絡などを行います。生活援助員が不在時及び夜間は、警備会社が受信し関係機関へ連絡します(24時間体制)。	世帯数	—	33世帯	在宅支援サービスが整った住居を提供し、障害のある人が自立して安全かつ快適な生活を営む環境を整備しました。	住宅課指定管理者との連絡や調整が必要です。	福祉部・障害福祉課
147	市ホームページを活用した情報提供	○障害の有無にかかわらず、閲覧しやすいものとします。 ○障害福祉にかかる情報を一覧化しやすいよう工夫します。 ○市施設のバリアフリー情報を掲載します。	—	—	—	豊中市第六次障害者長期計画、第7期豊中市障害福祉計画・第3期豊中市障害児福祉計画策定に係るパブリックコメントの案内を手話動画・字幕付の動画による発信をするなど、文字以外でも情報を取得できるような情報発信をしました。	情報が多いので、情報を検索しやすくなるようコンテンツを整理する必要があります。	福祉部・障害福祉課
147	市ホームページを活用した情報提供	○障害の有無にかかわらず、閲覧しやすいものとします。 ○障害福祉にかかる情報を一覧化しやすいよう工夫します。 ○市施設のバリアフリー情報を掲載します。	—	—	—	市ホームページをアクセシビリティに留意して運用しました。	「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」に基づき、市ホームページだけでなくすべてのウェブコンテンツにおいてアクセシビリティへの一層の配慮が求められます。	都市経営部・広報課
148	点字・声の広報等発行事業	○文字による情報入手が困難な障害のある人のために、点訳・音訳その他障害のある人にわかりやすい方法により、行政情報・地域生活をするうえで必要な情報を定期的に発行します。 ・「点字広報」、「声の広報」の作成 ・点字・声(音訳)の図書の作成 ・点字・声の図書の選定 ・その他、行政情報・生活情報の点訳・音訳化	①点字・声の広報発行数 ②点字・声の図書発行数	①120部 ②55タイトル	①月75部 ②55タイトル	広報戦略課と連携し、点字・声(音声)の広報を毎月発行しました。 読書振興課と連携し、点字・声の図書を発行しました。	視覚障害のある人の自立支援・社会参加のための情報保障として、点字・声の広報が活用されました。 作成した点訳本、声の図書などが、図書館を通じて、多くの人に提供、活用されました。	福祉部・障害福祉課
149	市発信情報バリアフリー化ガイドラインの運用	○平成29年(2017年)に策定した『市発信情報バリアフリー化ガイドライン』について、庁内に周知するとともに運用を図ります。	市発信情報バリアフリー化ガイドラインの策定	市発信情報バリアフリー化ガイドラインの策定	—	各部局の施策実施における障害のある人への配慮の推進について、庁内に周知しました。	継続して周知する必要があります。	福祉部・障害福祉課

(4)地域福祉の充実・生活安全対策

基本方針	障害のある人をはじめとするすべての人が安心して快適に暮らせるよう、住宅や公共施設、道路、公共交通機関等の環境整備を進めます。
令和5年度の特徴的な取組	・地域福祉ネットワーク会議では、民生・児童委員や校区福祉委員会、高齢・こども・障害の各分野の事業者などが参加する会議を実施し、地域での取り組みや課題について情報交換を行いました。 ・「全市一斉防災訓練」にて地域と行政が同時に避難所開設・運営を行う訓練を実施しました。
中分類における課題	・避難支援等関係者の新たな担い手の確保・育成が必要です。避難行動要支援者名簿の地域提供に関し、対象者本人の同意率向上が課題です。 ・災害を想定した福祉避難所での訓練の実施や、大規模災害時に被災者を受け入れる福祉避難所の確保などが課題です。

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和5年度			令和5年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容(具体的に)	評価・課題	
150	地域福祉ネットワーク会議	○要援護者の早期発見から支援につなげるライフセーフティネットの構築を図ることを目的とします。 ○7つの生活圏域ごとに開催している地域福祉ネットワーク会議は、地域住民や事業者、行政が参加しコミュニティソーシャルワーカーがキャッチした新たな地域課題の共有や検討を行うことで地域ぐるみで課題意識を高めています。 ○また、福祉なんでも相談窓口のバックアップやライフセーフティネット総合調整会議に情報提供を行うなど地域福祉を推進する中核的役割を担っています。	参加者数	1,120人	1,282人	民生・児童委員や校区福祉委員会、高齢・こども・障害の各分野の事業者などが参加する会議を実施し、地域での取り組みや課題について情報交換を行いました。	各圏域の取組みや課題を共有することができました。引き続き、分野をこえた地域でのつながりづくりに取り組んでいきます。	福祉部・地域共生課
151	福祉なんでも相談	○小学校区単位に地域の身近な相談窓口として設置し、市の研修を修了した校区福祉委員や民生・児童委員が相談員として対応しています。窓口で解決が難しい相談はコミュニティソーシャルワーカーと一緒に相談に応じています。	設置箇所数	38か所	38か所	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じながら、相談内容の解決を図りました。	新型コロナウイルスの状況が落ち着いたため相談件数が増えました。(令和4年度相談件数が276件だったのに対し、令和5年度は595件。)今後も市民が相談しやすい環境づくりを目指します。	福祉部・地域共生課
152	安否確認ホットライン連絡窓口	○孤独死や孤立死の防止に向けてセーフティネットの充実をめざし、情報の適切な把握や事例の早期発見・早期援助、二次被害などを未然に防止することを目的とします。 ○地域住民や団体から、ひとり暮らし高齢者や障害のある人などの安否確認を要する連絡が入った際に、庁内横断的な対応により安否確認を行います。	通報件数	—	—	庁内の関係課や豊中市社会福祉協議会、民生委員等と連携し、135件の安否確認を実施しました。	一人でも多くの人の命を救えるように、庁内外の関係機関に改めて周知し、適切に連携し、安否確認を実施していく必要があります。他課にて実施している単身生活者の見守り事業とも連携していきます。	福祉部・地域共生課
153	認知症高齢者・障害者徘徊SOSメール	○徘徊の危険性のある人を早期に発見し、安全を確保します。 ○捜索に協力してもらえらる人名簿に登録し、徘徊者の捜索願が出た際に徘徊者の特徴などを名簿登録者にメール送信します。	障害福祉課情報発信件数	—	0件	令和5年度は障害のある人の捜索願が無かったため、障害福祉課から情報発信しませんでした。	本事業に協力してもらった登録員を増やすことや、制度のさらなる周知が必要です。	福祉部・障害福祉課
153	認知症高齢者・障害者徘徊SOSメール	○徘徊の危険性のある人を早期に発見し、安全を確保します。 ○捜索に協力してもらえらる人名簿に登録し、徘徊者の捜索願が出た際に徘徊者の特徴などを名簿登録者にメール送信します。	協力者数	1,600人	—	年度途中で事業名や事業内容を変更しました。 【認知症高齢者・障害者等行方不明捜索システム】 認知症高齢者・障害者等行方不明捜索システム(オレンジセーフティネット)を導入し、周知をおこないました。	以前の認知症高齢者・障害者徘徊SOSメールから認知症高齢者・障害者等行方不明捜索システムに変わったことで対象者の顔写真の提供や、捜索協力者とのアプリ上での情報交換をおこなうことができるようになりました。また、事前登録制にすることで徘徊発生時に行政を介さず早急に依頼を出すことができるようになりました。登録者数や使用頻度の向上が必要です。	福祉部・地域共生課
154	緊急通報システム事業	○緊急通報装置を活用し、ひとり暮らしの重度身体障害のある人の緊急事態に対応することにより、生活の不安の軽減を図るとともに、協力員をはじめとする地域住民の理解と協力のもと、在宅福祉を促進します。	設置台数	—	20台	事業の普及に取り組みしました。	緊急通報装置を活用し、ひとり暮らしの重度身体障害者の緊急事態に対応することにより、生活の不安の軽減を図るとともに、協力員をはじめとする地域住民の理解と協力のもと、在宅福祉を増進しました。	福祉部・障害福祉課
155	ひと声ふれあい収集事業	○高齢者及び障害のある人の在宅生活を支援するため、ごみ集積場所まで持ち出せない世帯の戸別収集を行い、合わせてひと声をかけることで安否の確認も行います。	ひと声ふれあい収集実績件数	—	430件	高齢者や障害者の在宅生活を支援するため、家庭ごみをごみステーションまで持ち出すことが困難な世帯に対し、ひと声をかけて安否確認を行うとともにごみの収集を行いました。また、超高齢化社会に向けた効率的な収集体制を構築するため、令和5年10月1日以降に新規申込みされた世帯を対象に、週に1回、指定した曜日にごみの収集だけを行う新制度(ふれあい収集事業)に移行しました。	高齢化社会に向けて利用者の増加が想定されることから、収集体制を検討する必要があります。	環境部・家庭ごみ事業課
156	安全なまちづくりの推進	○地域の安全は地域で守るという意識を醸成し、市民が安心・安全に暮らせることができる社会を実現するための活動支援を行います。	青色回転灯パトロールカー活動団体数	11団体	9団体	・「安心、安全なまち豊中」をめざし、市、警察、事業者、市民及び地域ボランティアなどの関係機関・団体が連携を強化し、定期的に情報交換を行うことで、地域にねざした積極的かつ総合的な防犯活動が継続実施できました。 ・環境部による青色回転灯パトロールカーの見守り活動を引き続き実施し、行政と地域の共同による見守り体制の強化ができました。	・地域における青色回転灯パトロールカーの活動実施者の高齢化が課題です。	都市経営部・危機管理課

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和5年度			令和5年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容(具体的に)	評価・課題	
157	防犯協議会の支援	○犯罪のない明るい社会の実現をめざし、市民の防犯意識の高揚、防犯施策の研究・実施を行うなど、民間防犯の発展に貢献している団体の事業実施を推進し、支援することを目的とします。	防犯委員数	—	-	・防犯協議会への補助を継続的に実施し、市・警察・地域住民が一体となって、地道な見守り活動や周知活動を継続的に行うことで、地域防犯活動への参加者の拡充や活動の多様化が進むなど一定の成果が得られました。	・地域の防犯活動実施者の高齢化が課題です。	都市経営部・ 管理課・ 危機
158	危機管理対応の充実	○あらゆる危機事態に備え、統一的な組織体制のあり方、全庁的な対応方針の基本ルールなど、市における危機管理の基本的な枠組みを示し、危機管理対策にかかる総合的な推進を図ることを目的とします。	危機管理対策推進会議開催	1回	-	風水害・土砂災害市町村タイムラインと業務継続計画(BCP)を作成しました。	・災害対応力の強化に向けた取組みが着実に進んでいます。	都市経営部・ 管理課・ 危機
159	水害対策の充実	○災害情報や避難勧告の伝達体制の検討、浸水ハザードマップの周知など避難勧告が行われた場合、市民が迅速かつ適切な避難が行えるよう体制を整えます。	風水害対策に関する出前講座の数	5回	39回	・総合ハザードマップ等を活用し、河川氾濫及び局地的集中豪雨等の浸水リスクや水害時の避難方法等に関する出前講座(9回)や防災アドバイザーの派遣等(30回)、市民への周知を行いました。 ・地図情報とよなかに、デジタル・ハザードマップと連動する「マイ・タイムライン作成支援ツール」を公開し、市民への周知啓発を図りました。これにより、調べたい地域のハザードリスクを網羅的に把握できるとともに、風水害時における個人の防災行動計画を作成することができるようになりました。	・コロナ禍が終息したことや能登半島地震の影響等により、出前講座やアドバイザー派遣の依頼が増えていることを踏まえ、市民の関心が高まっている防災講座の効果的・効率的な手法の検討が必要です。 ・「マイ・タイムライン」の作成数向上のため、出前講座をはじめ、市民が参加するイベント等の機会を通じ、より積極的に周知・啓発に務める必要があります。	都市経営部・ 危機管理課
160	防災訓練	○広域訓練や全庁的・部局ごとの各種訓練・研修を継続的に、地域防災計画に基づく災害対応業務の習熟や連携体制の強化を図り、各種災害や危機事象に対する全庁的な対応能力の向上をめざします。	各種庁内訓練・研修の企画・実施	10回	3回	・災害時における行政と地域の連携強化及び市民一人ひとりの防災意識の向上を目的に、豊中市初となる「全市一斉防災訓練」を実施しました。	・全市で同時に訓練を行うことによって地域の一体感を創出することができたとともに、地域と行政の連携強化に繋がりました。 ・一方で関係者以外の一般市民の参加が少なく、不特定多数の人を呼び込むための工夫が必要です。	都市経営部・ 管理課・ 危機管
161	自主防災活動の充実・強化	○防災に関する講座やセミナー、パネル展示、広報誌などの啓発事業を通じて市民の防災意識を向上させ、活動を活発にし、地域での連携力や結束力を高め災害時における被害を軽減するための活動の推進、支援を行います。 ○自主防災組織の育成に努め、地域の災害対応力の充実・強化を支援します。また、地域の自主防災リーダーなどの人材育成のため、「防災まちづくり講座」を実施するほか、自主防災活動の環境整備を行います。	自主防災組織の組織率	80%	76%	・校区内の諸団体連携による防災体制が構築され、訓練や各種イベントでの啓発活動により、防災意識の向上が図られました。また自主防災組織が新たに1つ結成されました。	・セミナーや訓練参加者の固定化や、更なる防災活動内容の充足が課題と考えています。	都市経営部・ 危機管理課
162	備蓄物資整備・管理事業	○災害発生時に、市内の被災者を対象に食料や救援物資などを迅速に支給するため、計画的に備蓄を行います。 ○また救援物資を保管する備蓄倉庫は、熊野田公園内にある中央防災倉庫を除いて小学校の余裕教室を利用していますが、児童の増加や耐震化による建て替え、補強工事などにより、配置場所の変更などが必要となることから、備蓄物の点検、廃棄を含めた備蓄倉庫の配置計画を作成し、計画的に食料や生活必需品などの備蓄を行います。	-	-	-	・災害時において拠点避難所となる学校に、簡易ベッドと簡易テントを配備しました。 ・災害用備蓄毛布のクリーニングと省スペース型のリバックを進めました。	・引き続き避難所への簡易テントや組み立てベッド等を備蓄します。 ・支援物資の保管スペースの確保が必要です。	都市経営部・ 危機管理課
163	防災・福祉ささえあいづくり推進事業	○防災・福祉ささえあいづくり推進事業について、事業の普及啓発に努め、災害時に自力避難が困難な避難行動要支援者に対し行う個人情報提供に関する意思確認の回答促進を図ります。 ○また、平常時から避難行動要支援者名簿を提供する民生・児童委員や校区福祉委員等を中心とする避難支援等関係者との連携を密にし、災害時に避難行動要支援者へスムーズな避難支援等が行えるよう各校区ごとの避難支援体制の構築に努めます。	登録者数	-	-	・各校区において避難支援等関係者が実施する図上訓練及び実地訓練に参加し、避難支援体制の構築を支援しました。また、福祉部と連携し個別避難計画作成に係る検討を行いました。 ・「全市一斉防災訓練」の一環として、デジタル媒体を活用した安否確認の実証実験を行いました。	・避難支援等関係者の新たな担い手の確保・育成が必要です。 ・避難行動要支援者名簿の地域提供に関し、対象者本人の同意率向上が課題です。	都市経営部・ 危機管理課
163	防災・福祉ささえあいづくり推進事業	○防災・福祉ささえあいづくり推進事業について、事業の普及啓発に努め、災害時に自力避難が困難な避難行動要支援者に対し行う個人情報の外部提供に関する意思確認の回答促進を図ります。 ○また、平常時から避難行動要支援者名簿を提供する民生・児童委員や校区福祉委員等を中心とする避難支援等関係者との連携を密にし、災害時に避難行動要支援者へスムーズな避難支援等が行えるよう各校区ごとの避難支援体制の構築に努めます。	-	-	-	7月、12月に避難行動要支援者名簿の市内2か所で差替え会を行い、地域支援者に提供している名簿を更新しました。	避難行動要支援者の最新の情報が掲載された名簿をもとに、地域で図上訓練等が行われました。民生・児童委員や校区福祉委員等の避難支援等関係者に避難行動要支援者への取組み内容を周知し、理解を共有することが必要です。	福祉部・ 地域共生課
163	防災・福祉ささえあいづくり推進事業	○防災・福祉ささえあいづくり推進事業について、事業の普及啓発に努め、災害時に自力避難が困難な避難行動要支援者に対し行う個人情報の外部提供に関する意思確認の回答促進を図ります。 ○また、平常時から避難行動要支援者名簿を提供する民生・児童委員や校区福祉委員等を中心とする避難支援等関係者との連携を密にし、災害時に避難行動要支援者へスムーズな避難支援等が行えるよう各校区ごとの避難支援体制の構築に努めます。	-	-	-	避難行動要支援者名簿を、関係課とともに作成しました。	課題である未回答者への申請書兼同意書の送付を行うとともに、分かりやすい同意書と案内へ修正しました。	福祉部・ 障害福祉課

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和5年度			令和5年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容(具体的に)	評価・課題	
163	防災・福祉ささえあいづくり推進事業	○防災・福祉ささえあいづくり推進事業について、事業の普及啓発に努め、災害時に自力避難が困難な避難行動要支援者に対し行う個人情報の外部提供に関する意思確認の回答促進を図ります。 ○また、平常時から避難行動要支援者名簿を提供する民生・児童委員や校区福祉委員等を中心とする避難支援等関係者との連携を密にし、災害時に避難行動要支援者へスムーズな避難支援等が行えるよう各校区ごとの避難支援体制の構築に努めます。	—	—	40%	災害時に自力避難が困難な避難行動要支援者4,447名に対し、個人情報の外部提供に関する意思確認を実施し、1,774名に回答を得て、同意者のみを掲載した避難行動要支援者名簿を地域に提供することができました。	分かりやすい同意書と案内へ修正し、事業周知と回答促進を図りました。	福祉部・長寿安心課
164	避難所の開設・運営	○災害発生時の円滑かつ迅速な避難所開設を目的とし、避難所開設要員の訓練、避難所運営についての協力体制の確立、地域で行う避難所運営訓練を支援します。 ○援護を必要とし、避難所での生活が困難な高齢者や障害のある人、主たる介護者(家族など)を受け入れる二次的避難所の確保や体制の確立に努めます。	避難所開設要員の訓練実施回数	1回	1回	・「全市一斉防災訓練」にて地域と行政が同時に避難所開設・運営を行う訓練を実施しました。 ・また、避難所運営においては、避難所と災害対策本部をデジタル媒体で結ぶ実践的な訓練を行い、災害対応力の強化を図りました。 ・要配慮者支援対策検討会議を開催し、福祉避難所と緊急入所施設の確保について検討を行いました。	・本訓練を実施することで、自主防災組織のみならず、民生児童委員や校区福祉委員などの様々な地域団体の連携強化が図れました。 ・一方で、自主防災組織が組織されていない校区における避難所運営の進め方を検討する必要があります。 ・避難行動要支援者の避難先である福祉避難所と緊急入所施設の確保等が必要です。	都市経営部・危機管理課
164	避難所の開設・運営	○災害発生時の円滑かつ迅速な避難所開設を目的とし、避難所開設要員の訓練、避難所運営についての協力体制の確立、地域で行う避難所運営訓練を支援します。 ○援護を必要とし、避難所での生活が困難な高齢者や障害のある人、主たる介護者(家族など)を受け入れる二次的避難所の確保や体制の確立に努めます。	避難所開設要員の訓練実施回数	1回	1回	地域で行う避難訓練に参加し、災害発生時に障害のある人と支援者が円滑に避難できるよう体制の確立に取り組みました。	発災時の要援護者の避難における行動の流れと問題点を具体的に想定することが必要です。	福祉部・障害福祉課
164	避難所の開設・運営	○災害発生時の円滑かつ迅速な避難所開設を目的とし、避難所開設要員の訓練、避難所運営についての協力体制の確立、地域で行う避難所運営訓練を支援します。 ○援護を必要とし、避難所での生活が困難な高齢者や障害のある人、主たる介護者(家族など)を受け入れる二次的避難所の確保や体制の確立に努めます。	避難所開設要員の訓練実施回数	1回	0回	福祉避難所として指定している施設での開設訓練等は実施できませんでした。発災時に「介護予防センター」をはじめとする福祉避難所にて、要配慮者の円滑な受け入れができるよう、保護する対象やスクリーニングの方法などについて、関係各課と検討しました。	災害を想定した福祉避難所での訓練の実施や、大規模災害時に被災者を受け入れる福祉避難所の確保などが課題です。	福祉部・長寿安心課
164	避難所の開設・運営	○災害発生時の円滑かつ迅速な避難所開設を目的とし、避難所開設要員の訓練、避難所運営についての協力体制の確立、地域で行う避難所運営訓練を支援します。 ○援護を必要とし、避難所での生活が困難な高齢者や障害のある人、主たる介護者(家族など)を受け入れる二次的避難所の確保や体制の確立に努めます。	避難所開設要員の訓練実施回数	1回	-	発生時における福祉避難所の開設と運営に必要な体制構築に向けて、課題整理に取り組むとともに、全市一斉訓練に参加しました。	庁内関係課を含め関係機関と福祉避難所にかかる課題等の解決に向けた取組みを進める必要があります。	福祉部・策課
165	消防一声訪問(警防課)	○地域に密着した消防業務として、災害時要支援者を対象に、定期的に一声訪問を実施し、災害時における迅速な避難と救出体制の強化を図ります。	実施率	100%	100%	一声訪問の対象となる方のお宅を訪問し、避難方法等の把握や日常の防火指導を実施し、災害時要支援者対策の強化を図りました。併せて、住宅用火災警報器や消火器に関する悪質訪問販売への注意喚起を行いました。訪問方法としては、感染症対策として、インターホン越しの訪問等、対面を避ける方法で実施しました。	一声訪問実施時に避難方法等の把握や日常の防火指導により、災害時要支援者対策の強化が図られ、また、併せて、住宅用火災警報器や消火器に関する悪質訪問販売への注意喚起を図ることができました。今後、設置後10年を超える住宅用火災警報器の取替え指導や取付支援対象者への広報を積極的に行い、住宅火災による被害の軽減を目的とした訪問を実施しなければなりません。	消防局・予防課

 計画の推進体制と進行管理

基本方針	(計画の進行管理) 各施策や事業の実施状況について年度ごとに点検・評価を行い、その結果を障害者団体や各種団体の代表、保健・医療・福祉関係者、行政関係者等で構成される「豊中市障害者施策推進協議会」及び「豊中市障害者自立支援協議会」へ報告するとともに、多様な媒体を通じて広く市民に周知します。 また、幅広い市民意見の把握に努め、施策・事業の一層の推進や計画の見直し、次期計画や第4期豊中市障害福祉計画の策定等に適宜反映していきます。 (推進体制の充実) 「豊中市障害者施策推進本部」を中心として、庁内関係各課による情報共有や意見交換等、連携・調整の強化を図り、障害者施策の課題の解決に向けて総合的・効果的な取組を推進していきます。 また、国や大阪府との連携をより一層強化するとともに、障害のある人やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及び障害福祉サービス事業者、企業・事業者、本市等の役割を明確にしながら、相互の連携強化を図り、地域社会全体での生活支援体制の確立を図ります。
令和5年度の特徴的な取組	・第六次障害者長期計画及び第7期障害福祉計画を策定しました。 ・第3期障害児福祉計画を策定しました。 ・第2期手話言語アクションプランを策定しました。
中分類における課題	・計画の進行、達成状況についてわかりやすく市民に周知する必要があります。

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和5年度			令和5年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容(具体的に)	評価・課題	
166	障害者長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定と進行管理	○多分野にわたる障害のある人のための施策を総合的かつ計画的に進めます。	計画策定に向けた市民意識調査で「ライフスタイルに応じた生活ができる」を選択した障害のある人の割合	55%	-	・第六次障害者長期計画及び第7期障害福祉計画を策定しました。 ・第五次障害者長期計画について、令和4年度の実績及びその事業の課題についてとりまとめ、実施状況報告書を作成しました。 ・第2期手話言語アクションプランを策定しました。	・計画の進行、達成状況についてわかりやすく市民に周知する必要があります。	福祉部・障害福祉課
166	障害者長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定と進行管理	○多分野にわたる障害のある人のための施策を総合的かつ計画的に進めます。	計画策定に向けた市民意識調査で「ライフスタイルに応じた生活ができる」を選択した障害のある人の割合	55%	-	・第3期障害児福祉計画を策定しました。 ・医療的ケア児支援連絡会議を2回開催するとともに、関係機関と連携し、医療的ケア児支援ガイドブックの更新を行いました。	・計画に定める「児童発達支援センターの機能充実」「専門性の高い分野への支援の充実」について、着実に取組みを進めます。	こども未来部・おやこ保健課
167	障害者施策推進協議会	○豊中市における障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について、市民や関係機関・団体の代表など各委員との相互の連絡調整を図るとともに、必要な事項を調査審議し、障害者福祉の向上を図ります。	開催回数	—	5回	・第六次障害者長期計画及び第7期障害福祉計画の策定について審議しました。第五次障害者長期計画に係る令和5年度事業実施状況等について審議しました。	・豊中市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について、関係行政機関相互の連絡調整を図ることができました。	福祉部・障害福祉課
168	障害者福祉施設整備補助事業者候補選定部会	○豊中市障害者長期計画及び豊中市障害福祉計画に基づき整備する障害者福祉施設について、公募による公正公平な事業者候補を選定する機関として設置するものであり、事業者候補の募集要領、事業者候補の選定に係る審査項目及び審査基準、事業者候補の審査及び選定等について審議します。	開催回数	—	-	・事業者へのメールや市ホームページで対象となる補助金の案内を行いました。当該選定部会で審査する補助金の申請はありませんでした。	・募集要項等については、適宜状況に応じ見直しが必要です。	福祉部・障害福祉課
169	障害福祉センター検討部会	○障害福祉センターひまわりの事業内容の充実と円滑な運営を実施するため、必要な事項を協議します。	開催回数	3回	2回	障害者団体の代表である委員に対し、前年度の実施事業の事業内容と参加者実績などの報告を行いました。	ひまわりの事業などについて審議し、円滑な事業運営に活かしていきます。	福祉部・障害福祉課
170	市職員対応要領検討部会	○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する豊中市職員対応要領」の内容について審議します。	開催回数	—	-	令和5年度において、市職員対応要領検討部会は実施しませんでした。	市職員に対しては、新規採用職員や係長級昇格前の対象者や人権研修を通じて周知していますが、全庁的に啓発・周知していく仕組みが課題です。	福祉部・障害福祉課

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和5年度			令和5年 度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容(具体的に)	評価・課題	
171	障害者施策推進連絡 会議	○障害者長期計画に関し豊中市における連絡調整を図り、同計画を統合的かつ効果的に実施する庁内体制を整えます。 ・健康福祉部長を委員長とし、事業に関わる部長を委員とする連絡会議と、関係課長から成る幹事会等にて、連絡調整を図ります。	開催回数	—	-	障害者長期計画にかかる令和4年度の実施状況や第六次障害者長期計画及び第7期障害福祉計画の策定にあたり、連絡調整を行いました。	豊中市における障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について、庁内での連絡調整を図ることができました。	福祉部・ 障害福祉課
172	障害者自立支援協議 会	○障害のある人の地域生活に関係する機関などが、定期的な協議と相互連携により、地域における相談支援事業をはじめとする障害のある人の地域生活支援システムの整備を図ります。 ・地域における障害福祉関係者による連携及び支援の体制に関する協議検討を行うための会議として、障害者自立支援協議会を設置し、相談支援事業をはじめとする障害のある人の地域生活支援システムの整備を図ります。	本体会議開催 回数	4回	4回	相談支援事業をはじめとする障害のある人の地域生活支援システムを整備し、障害のある人の福祉の向上を図りました。	令和2年度に施策提案した事業(通学支援)について、部会での議論を経て、令和4年度からの事業開始を実現しましたが、支援者の人員確保が課題です。	福祉部・ 障害福祉課
173	事業所連絡会設置／ 運営	○事業所間の連携や情報交換などを行うネットワークづくりを目的とし、研修やグループワークを行います。	①障害者居宅 介護・移動支 援事業者連絡 会実施回数 ②障害児者日 中活動事業者 連絡会実施回 数 ③障害者グ ループホーム 事業者連絡会 実施回数 ④相談支援 ネットワークえ ん実施回数	①3回 ②3回 ③6回 ④12回	①3回 ②1回 ③6回 ④4回	新たな事業者も含め自立支援協議会との連携を密にし、課題の共有や提案ができるよう取り組みました。	事業ごとの課題の集約について、検討が必要です。	福祉部・ 障害福祉課

資 料

障害福祉計画における見込量と利用実績の比較

障害福祉計画における障害福祉サービスの見込量と利用実績の比較（月平均）

サービス		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
居宅介護	見込量	33,573時間	34,501時間	35,481時間
	実績	35,667時間	37,309時間	39,654時間
重度訪問介護	見込量	23,494時間	24,969時間	26,635時間
	実績	23,529時間	24,685時間	25,961時間
行動援護	見込量	939時間	939時間	939時間
	実績	1,089時間	1,321時間	1,346時間
同行援護	見込量	3,945時間	3,918時間	3,891時間
	実績	3,275時間	3,644時間	3,624時間
短期入所	見込量	2,616人日	2,831人日	3,064人日
	実績	2,070人日	2,054人日	2,389人日
日中活動系サービス	生活介護	見込量	20,835人日	21,355人日
		実績	20,803人日	21,773人日
	療養介護	見込量	52人	52人
		実績	47人	52人
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	見込量	570人日	594人日
		実績	484人日	866人日
	就労移行支援	見込量	3,217人日	3,420人日
		実績	3,082人日	3,518人日
	就労継続支援（A型）	見込量	4,926人日	5,088人日
		実績	5,142人日	5,945人日
	就労継続支援（B型）	見込量	8,267人日	8,631人日
		実績	8,822人日	11,388人日
	就労定着支援	見込量	86人	97人
		実績	61人	86人
居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）	見込量	389人	409人
		実績	401人	428人
	施設入所支援	見込量	230人	226人
		実績	223人	228人
	自立生活援助	見込量	3人	3人
		実績	1人	4人
計画相談支援	見込量	438人	453人	468人
	実績	452人	475人	471人
地域移行支援	見込量	2人	2人	2人
	実績	1人	1人	1人
地域定着支援	見込量	2人	2人	2人
	実績	0人	1人	0人

地域生活支援事業の利用実績（年間）

事業名			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
理解促進研修・啓発事業			実施有	実施有	実施有
自発の活動促進事業			実施有	実施有	実施有
相談支援事業	障害者相談支援事業	見込量	8か所	8か所	8か所
		実績	8か所	7か所	7か所
	基幹相談支援センター	見込量	設置	設置	設置
		実績	設置	設置	設置
	基幹相談支援センター等機能強化事業	見込量	実施有	実施有	実施有
		実績	実施有	実施有	実施有
	住宅入居等支援事業	見込量	実施無	実施無	実施無
		実績	実施無	実施無	実施無
成年後見制度利用支援事業		見込量	6人	8人	10人
		実績	6人	17人	31人
成年後見制度法人後見支援事業		見込量	実施無	実施無	実施無
		実績	実施無	実施無	実施無
コミュニケーション支援事業	手話通訳者派遣事業	見込量	430件	430件	430件
		実績	452件	480件	474件
	要約筆記者派遣事業	見込量	20件	20件	20件
		実績	3件	0件	0件
	手話通訳者設置事業	見込量	2人	2人	2人
		実績	2人	2人	2人
	手話奉仕員養成研修事業	見込量	43人	45人	45人
		実績	25人	39人	36人
日常生活用具等給付事業	介護訓練支援用具	見込量	25件	25件	25件
		実績	23件	18件	11件
	自立生活支援用具	見込量	85件	85件	85件
		実績	71件	77件	61件
	在宅療養等支援用具	見込量	70件	70件	70件
		実績	64件	84件	62件
	情報・意思疎通支援用具	見込量	87件	87件	87件
		実績	59件	61件	57件
	排泄管理支援用具	見込量	9,400件	9,400件	9,400件
		実績	13,616件	8,724件	9,231件
	居宅生活動作補助用具	見込量	4件	4件	4件
		実績	3件	1件	4件

事業名			令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)
移動支援事業 (利用者数)	身体障害者	見込量	219人	220人	221人
		実 績	161人	161人	171人
	知的障害者	見込量	611人	633人	656人
		実 績	477人	511人	552人
	精神障害者	見込量	255人	268人	281人
		実 績	235人	253人	265人
	障 害 児	見込量	81人	79人	77人
		実 績	75人	74人	90人
	合 計	見込量	1,166人	1,200人	1,235人
実 績		948人	999人	1,078人	
移動支援事業 (延利用時間)	身体障害者	見込量	42,949時間	43,145時間	43,341時間
		実 績	34,316時間	36,271時間	39,237時間
	知的障害者	見込量	143,684時間	148,858時間	154,267時間
		実 績	110,244時間	120,241時間	135,200時間
	精神障害者	見込量	42,553時間	44,723時間	46,892時間
		実 績	44,784時間	49,159時間	50,916時間
	障 害 児	見込量	14,827時間	14,461時間	14,095時間
		実 績	12,521時間	12,229時間	12,674時間
	合 計	見込量	244,013時間	251,187時間	258,595時間
実 績		201,865時間	217,900時間	238,027時間	
地域活動 支援セン ター事業	基礎的事業・ 機能強化事業 (Ⅰ型)	見込量	2か所	2か所	2か所
		実 績	2か所	2か所	2か所
		見込量	372人	381人	390人
		実 績	290人	350人	362人
入浴サー ビス事業	訪問入浴サービス	見込量	1,497人	1,549人	1,603人
		実 績	1,334人	1,356人	1,344人
	施設入浴サービス	見込量	600人	600人	600人
		実 績	571人	602人	670人
日中一時支援事業		見込量	3,398人	3,398人	3,398人
		実 績	2,757人	2,664人	2,844人
障害児（者）地域療育支援事業		見込量	1か所	1か所	1か所
		実 績	1か所	1か所	1か所
社会参加 促進事業	各種講座	見込量	3,453人	3,453人	3,453人
		実 績	1,738人	2,309人	2,487人

「豊中市手話言語アクションプラン」の達成目標と実績の比較

		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	累計
市制作動画への手話映像の挿入	目標	0本	2本	3本	4本	5本	-
	実績	0本	16本	22本	13本	9本	-
手話通訳を設置している会議等の割合(※)	目標	29.5%	29.5%	35%	40%	45%	-
	実績	29.5%	20.9%	21%	19.8%	19.3%	-
職員向け手話講習会受講者数	目標	20人	25人	30人	35人	40人	150人
	実績	8人	23人	30人	76人	13人	150人
難聴者向けの手話講習会の回数	目標	20回	20回	20回	20回	20回	100回
	実績	20回	0回	20回	20回	20回	80回
難聴者向けの手話講習会の参加者数	目標	12人	14人	16人	18人	20人	80人
	実績	12人	0人	6人	5人	8人	31人
手話入門講座の参加者数	目標	0人	30人	30人	30人	30人	120人
	実績	0人	6人	5人	34人	58人	103人
手話通訳奉仕員養成講習会の修了者数	目標	43人	43人	43人	45人	45人	219人
	実績	26人	23人	26人	30人	36人	141人
手話通訳者養成スキルアップ講習会の修了者数	目標	8人	8人	8人	8人	12人	44人
	実績	7人	12人	9人	14人	23人	65人

※手話通訳を設置している会議等には事前申込制・希望制も含む

豊中市第五次障害者長期計画 令和5年度（2023年度）実施状況報告書

令和6年（2024年）11月

編集・発行 豊中市

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 電話 06-6858-3354 FAX 06-6858-1122